第5章

子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

３つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

すべての子ども・若者が健やかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けた様々な取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、１つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を１人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

そのため、３つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を考え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

なお、本章は、４章の施策体系別に紐付けた事務事業を部局横断的に捉え、３つの課題解決に直接寄与するという視点から取組ベースで記載したものです。

課題１　子どもの貧困

平成 29（2017）年１１月に策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき、経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進してきました。さらに、コロナ禍の影響等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況にあることから、必要な人に必要な支援が届くよう、相談機関等による支援の充実と連携の強化等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	１ 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭等への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
Ⅱ 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	２ 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
Ⅲ 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	３ 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）
Ⅳ 「子どもの貧困」に資する取組の推進	４ 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進

課題２　児童虐待

平成 24（2012）年１０月、「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化してきましたが、児童虐待の相談・通告件数は増加の一途をたどっており、また、支援を要する子ども・家庭の多様な生活課題も顕在化してきていることから、これらの課題と児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の更なる体制強化と、地域に身近な子育て支援の充実、区役所における専門的な相談支援体制の構築など、未然防止の取組を併せて示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・子育てを支援する地域づくり	１ 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用
	２ 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
Ⅱ 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	３ 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実
	４ 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実
	５ 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成
Ⅲ 自立に向けた専門的支援の充実	６ 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援
	７ 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

課題３　困難な課題を抱える子ども・若者

平成 27（2015）年２月２０日に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援の推進を図ってきましたが、子ども・若者を取り巻く社会状況がさらに複雑化・深刻化する中、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラー※など、新たに表出した困難な課題等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	１ 子ども・若者の居場所の充実
	２ 子ども・若者が SOS を発信しやすいしくみづくり
	３ 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	４ 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	５ 専門的支援ネットワークの構築

※ ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいいます。

1　子どもの貧困対策の推進

（1）これまでの経緯

ア 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

日本における子どもの貧困率が１３.５％（約７人に１人）と、経済協力開発機構（OECD）の平均１２.８％を上回り国際的にも高い水準であるなど、全国的な課題となっていた中、本市では平成29（2017）年、子どもや子育て家庭の生活状況等を把握するため、調査を実施しました。

アンケート調査からは、所得水準により、孤食や虫歯の有無等の生活習慣や学習習慣・学習理解度等に格差が生じていることが明らかになりました。また、支援者に対するヒアリングからは、貧困の状況にある家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいために社会から孤立する傾向にあることがうかがえました。こうした家庭環境のもとにおいては、子どもが、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基本的生活習慣、基礎学力、自己肯定感等が形成されづらい傾向にあるほか、家庭にも学校にも居場所がなく、良質なロールモデルが存在しないといった、子どもの貧困の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

イ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析

平成２９（2017）年８月にこれらの調査結果を分析したところ、所得格差が子どもの基本的生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼすものの、子どもの貧困という問題を捉えるにあたっては、経済的困窮という事実のほか、様々な要因が関連しながら生じていること、子どもの社会的自立の阻害要因がそうした本人の意思や努力等によらないところで生じている、という視点を持つ必要があるとされました。

また、社会的自立に必要な学力（認知能力）以外の能力（意欲、やりぬく力などの非認知能力）は、本来、保護者から子どもへと継承される（「社会的相続」という。）ことが一般的ですが、保護者自身も幼少期の家庭環境等が要因で、これらの能力を適切に身に付けられなかった場合、いわゆる「貧困の連鎖」が生じることが懸念されることから、貧困の連鎖を防止するための対応策を検討するにあたっては、子どもが自立するために必要な力を育む養育を家庭のみに担わせるのではなく、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子ども一人ひとりの成長・発達段階に応じて切れ目なく、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な分野が連動し重層的に支援を行っていく必要があり、特に、行政の役割として、母子保健や学校教育など、子どもの成長・発達を支える基盤制度の底上げと、地域から孤立し援助希求行動を出しづらい家庭等に対しても必要な支援が確実に届くよう、アウトリーチの考え方による支援を行い、地域を巻き込みながら社会的相続を補完していく視点が必要であるとされました。

ウ 「子どもの貧困対策に関する基本的な考え方」の策定

分析結果をふまえ、平成 29（2017）年１１月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、平成３０（2018）年３月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

（２）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく 52 の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。
ひとり親家庭の支援施策を再構築し新たに通勤交通費助成制度等を創設したり、生活保護受給世帯等に対する学習支援事業の実施場所や対象年齢を拡大するなど、生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや体験をサポートする地域の寺子屋事業の実施箇所数を増やすなど、地域における支え合いのしくみづくりに取り組みました。
また、児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るなど、相談機関等による支援の充実と連携の強化を図るとともに、子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実に取り組みました。

（３）前期計画策定後の本市の状況

ア　子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると、子どものいるひとり親世帯の相対的貧困率は４８.１％、所得状況についても、子どものいる一般世帯（７４５.９万円）と比べて母子世帯は３０６万円と、経済的に困窮している状況にあり、コロナ禍によりその状況がさらに悪化している恐れがあります。
また、生活に困難を抱えるとされる、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設入所者等における大学等進学率は、全国的に一般世帯が８３.５％（2020 年文部科学省「学校基本調査」）と過去最高を更新する一方で、ひとり親世帯５８.５％（2016 年厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」）、本市の生活保護世帯５０.３％（令和２(2021)年度）、本市の児童養護施設入所者３２.１％（令和２(2021)年度）と、いまだ大きな差があり、教育格差は解消されていない状況にあります。

イ　「川崎市子ども・若者調査」から

令和 ２（2020）年１１月、子どもの貧困に関する状況も含め、本市の子ども・若者や子育て家庭の生活状況、生活意識等について調査を実施しました。
調査結果からは、所得が低い層においてひとり親世帯の占める割合が高いことや、これらの層が公共料金の支払いが滞ったり生活必需品が買えなかった経験があるなど、日々の生活に困難を抱えているといった状況のほか、親の所得と子どもの家庭における学習時間、学習の理解度や学校の成績との間に相関関係が見られた一方で、子ども自身の現在の生活に対する満足度や将来の夢の有無等については、所得分類別の差異は見られませんでした。
また、調査結果を分析したところ、未就学児の親については、居住年数が少ない人や保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。

●居住年数と近所付き合いの有無　(n=2,218)

		近所の人との交流		
		交流がある	まったく付き合っていない	合計
居住年数	1年未満	74.24%	25.76%	100.00%
	3年未満	76.79%	23.21%	100.00%
	5年未満	82.40%	17.60%	100.00%
	10年未満	89.70%	10.30%	100.00%
	20年未満	93.06%	6.94%	100.00%
	20年以上	88.89%	11.11%	100.00%
合計		86.74%	13.26%	100.00%

●施設の利用状況と近所付き合いの有無 (n=2,187)

		近所の人との交流		
		交流がある	まったく付き合っていない	合計
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	90.01%	9.99%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	79.73%	20.27%	100.00%
合計		86.83%	13.17%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		
		ない	ある	合計
近所の人との交流	交流がある	67.80%	32.20%	100.00%
	まったく付き合っていない	44.87%	55.13%	100.00%
合計		63.34%	36.66%	100.00%

●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを安心して預けられる人や場所ないことに関する心配ごとや悩みごと		
		ない	ある	合計
近所の人との交流	交流がある	65.48%	34.52%	100.00%
	まったく付き合っていない	55.77%	44.23%	100.00%
合計		63.59%	36.41%	100.00%

また、就学児童とその親については、進学や就職等、親の将来に対する考え方と子どもの将来に対する考え方には関連が見られたことから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（小学５年生） (n=2,558)

		子ども					
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	合計
保護者	そう思う	46.62%	32.43%	8.56%	6.31%	6.08%	100.00%
	まあそう思う	32.44%	32.78%	12.40%	10.93%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.48%	30.67%	13.63%	13.93%	16.30%	100.00%
	そう思わない	18.53%	27.62%	18.88%	23.43%	11.54%	100.00%
合計		31.51%	31.59%	12.78%	12.31%	11.81%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（小学５年生） (n=2,552)

		子ども					
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	合計
保護者	そう思う	38.05%	30.44%	12.04%	7.79%	11.68%	100.00%
	まあそう思う	29.67%	36.34%	11.54%	11.00%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.55%	34.42%	13.59%	14.03%	12.41%	100.00%
	そう思わない	23.88%	31.34%	14.93%	18.91%	10.95%	100.00%
合計		29.98%	34.13%	12.46%	11.72%	11.72%	100.00%

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（中学２年生） (n=2,757)

		子ども					
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	合計
保護者	そう思う	49.89%	30.57%	7.82%	7.82%	3.91%	100.00%
	まあそう思う	34.61%	39.73%	10.91%	10.40%	4.35%	100.00%
	あまりそう思わない	24.56%	37.59%	15.79%	15.91%	6.14%	100.00%
	そう思わない	21.08%	31.05%	15.67%	23.36%	8.83%	100.00%
合計		32.39%	36.56%	12.44%	13.24%	5.37%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（中学２年生）

(n=2,748)

		子ども					
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	合計
保護者	そう思う	51.30%	28.87%	7.68%	4.96%	7.19%	100.00%
	まあそう思う	46.27%	34.81%	6.72%	5.24%	6.96%	100.00%
	あまりそう思わない	42.16%	33.08%	10.40%	7.18%	7.18%	100.00%
	そう思わない	40.84%	30.89%	8.38%	9.95%	9.95%	100.00%
合計		46.58%	32.46%	7.82%	5.86%	7.28%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（小学５年生）

(n=2,592)

		自分のことが好きだ					
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	合計
望む学歴	高校まで	21.47%	30.13%	17.31%	20.51%	10.58%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	23.16%	37.87%	16.18%	12.13%	10.66%	100.00%
	大学またはそれ以上	34.56%	31.44%	14.12%	11.23%	8.66%	100.00%
	まだわからない	24.24%	27.69%	14.60%	17.63%	15.84%	100.00%
合計		28.90%	30.90%	14.85%	14.24%	11.11%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（中学２年生）

(n=2,776)

		自分のことが好きだ					
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	合計
望む学歴	高校まで	21.91%	25.44%	19.08%	25.09%	8.48%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	16.23%	27.92%	21.75%	23.38%	10.71%	100.00%
	大学またはそれ以上	20.33%	30.80%	21.33%	19.07%	8.47%	100.00%
	まだわからない	16.24%	28.76%	19.63%	20.30%	15.06%	100.00%
合計		19.16%	29.50%	20.79%	20.43%	10.12%	100.00%

（４）国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）

令和元（2019）年６月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 26（2014）年１月施行）が改正され、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されており、本計画についても、法第９条第２項に基づく「子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画」を包含しています。

令和元（2019）年 11 月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくことが掲げられました。

また、親の妊娠・出産期から、早期に適切な支援へつないでいく必要があり、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要であること、親の健康状態の悪化により貧困に陥ってしまう、家族の世話に追われる子どもがいる、子どもやその親に障害がある、日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であること、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが、新たに大綱に盛り込まれました。

（５）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの本市の取組や国の大綱等を踏まえ、基本的な考え方及び取組の方向性については、前期計画を引き続き継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、本市の状況等を踏まえた、相談機関等による支援の充実と連携の強化等、取組を効果的に推進します。

また、所得格差や教育格差などにより、貧困が連鎖することを防ぐため、子どもや家庭と様々な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、必要な支援が子どもや家庭に確実に届くよう取組を推進します。

≪基本的な考え方Ⅰ≫

生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援

すべての子どもが健やかに成長し社会的に自立できるよう、母子保健や学校教育等の基盤制度が確立されていますが、所得格差が子どもの基本的生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼしており、コロナ禍の影響により、経済的に困窮する家庭が増加傾向にあります。

さらには、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じた結果、生活に困窮していることから、経済的支援のほか、多様な課題に対し様々な支援を総合的に行っていく必要があります。

また、こうした家庭環境のもと、不安定で困難な生活を強いられている子どもは、本来、親から子どもへ引き継がれる「社会的相続」が適切になされず、安定した生活を送っている子どもと比較して、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じる可能性があり、特に、意欲ややりぬく力、社会性などの「非認知能力」の習得に大きな格差が生じる恐れがあることから、困難な生活状況に置かれた子どもの社会的自立に向けた様々な支援が必要です。

【取組の方向性１】

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

経済的な問題に加え、様々な生活課題が生活困窮の要因となっている子どもや子育て家庭に対し、経済的な支援のほか、保護者に対する生活支援、就労支援や、子どもの社会的自立に向けた学習支援など、多様な課題に対応する支援に取り組みます。

≪基本的な考え方Ⅱ≫

地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、援助希求行動が乏しく社会から孤立しがちな傾向にあることから、家庭の状況が周囲から見えづらく支援が届きにくい状況にあります。また、保護者の疾病や障害、養育力等の問題により、子どもは、成長・発達の過程で育まれる愛着形成、信頼関係、自己肯定感や、適時適切に身に付けていくべき基本的生活習慣や基礎学力等が形成されない場合があるなど、社会的自立に必要な能力が親から子へ適切に引き継がれない状況が見受けられます。なかには、家庭や学校に安全・安心に過ごせる居場所がなく、良質なロールモデルが身近に存在しないケースもあり、社会から孤立している状況が懸念されます。

そのため、あらゆる地域資源を活用し、子育て家庭を早くから地域の交流の場等につなげ、子育ての不安感や負担感を取り除き、乳幼児期の子どもに必要な親子間の愛着関係の形成を促すことや、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得て、社会的自立に必要な能力が身に付くよう、地域を巻き込みながら社会的相続を補完する取組が必要です。そして、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。

【取組の方向性２】

地域における支え合いのしくみづくり

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組むとともに、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。また、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えます。

≪基本的な考え方Ⅲ≫

支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が複雑に絡み合って、生活が困窮している状況にある傾向にあり、保護者の成育歴や疾病・障害等の状況によっては、援助希求行動を起こすことができない、SOS を発信することができないという課題も抱えています。

支援が必要でありながら、支援が届いていない子どもや子育て家庭が、地域で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域と関係機関が連携し、子どものちょっとした変化に気づくことで、地域の中で支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

また、子どもや保護者それぞれの状況を的確に見きわめ、どのような支援につないでいくかという専門職によるアセスメントを踏まえ、個々の家庭や子ども・若者の状況に応じ、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職や相談機関が連携して対応していく必要があります。

【取組の方向性３】

相談機関等による支援の充実と連携の強化

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行えるよう、市民に身近な相談機関や、様々な専門的な相談機関における支援の充実を図るとともに、複雑・多様な生活課題に対し対応できるよう、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関の連携強化に取り組みます。

≪基本的な考え方Ⅳ≫

「子どもの貧困」に資する取組の推進

母子保健、保育・幼児教育、学校教育は、生活が困窮している子どもや子育て家庭に特化した制度ではありませんが、子どもの成長・発達過程において、母子保健や保育・幼児教育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は、学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしており、すべての子どもの健やかな成長を根幹から支える基盤制度であることから、「子どもの貧困」に資する取組として大きな役割を担っています。

また、困難な状況を抱える子どもや子育て家庭を発見し、専門的な支援につなぐことができる基盤でもあることから、予防的な視点を持って取り組む必要があります。

〔取組の方向性４〕

子どもの成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育といった、すべての子どもの健やかな成長を支える基盤制度について、「子どもの貧困」に資する取組として、予防的視点を持って制度の底上げを図ります。

取組の方向性１　生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

ひとり親家庭等は、経済的困窮に加え、家事や育児の負担が大きく、子どもに関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないなど、様々な生活課題を抱えており、コロナ禍によりその状況はさらに悪化しています。そのため、ひとり親家庭等の自立に向けて、経済的支援をはじめとする様々な支援に総合的に取り組みます。

生活保護受給世帯については、保護者に対する生活支援や就労支援に取り組むほか、子どもに対し、学習支援や高校進学後の相談支援など、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、「家庭養育優先の原則」に基づき、里親制度等を一層推進するとともに、施設養育を必要とする子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう取り組みます。また、将来の自立に向け、経済的支援のほか学習支援や就労支援等に取り組みます。

その他、住宅困窮者等に対する支援や、経済的理由等により就学が困難な児童生徒に対する就学援助・奨学金制度、生活困窮者に対する就労支援等、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

ア　ひとり親家庭等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
ひとり親家庭等の自立支援の推進 （こども未来局：こども家庭課、こども保健福祉課）	〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕 ● ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ● ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ● ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ● ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ● 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。 ● ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ● 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

イ　生活保護受給世帯への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
生活保護受給世帯の自立支援の推進 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活保護自立支援対策事業〕 ● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ● 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
生活保護による支援の充実 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活保護業務〕 ● 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。

ウ　社会的養護を必要とする児童等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
里親及び施設等による代替養育の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕 ● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ● 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。
社会的養護による自立支援の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ● 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ● 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

エ　その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援 （まちづくり局：市営住宅管理課）	〔市営住宅等管理事業〕 ● 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。
民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援 （まちづくり局：住宅整備推進課）	〔民間賃貸住宅等居住支援推進事業〕 ● 住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ● ひとり親世帯、DV 被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進 （教育委員会事務局：学事課）	〔就学等支援事業〕 ● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ● 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長２年間（全日制の場合は最長１年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ● 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。
だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいＪＯＢセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性２　地域における支え合いのしくみづくり

地域から孤立し、だれからの協力も得られず一人で子育てしながら悩みを抱えている家庭に対しては、早期に地域と接する機会や交流の場につなげることが必要であることから、地域の子育てボランティア等と連携し、各区地域みまもり支援センター、地域子育て支援センターや保育所等、様々な場所や機会を捉えて、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できるよう、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組みます。

学齢期の子どもが、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら、社会的自立に必要な能力（基礎学力のほか、やりぬく力や自信、自己肯定感等の非認知能力）を身に付けられるよう、こども文化センターや学校の教室等を活用し、地域住民を巻き込みながら、様々な経験や体験の機会を与える“きっかけ（場）”づくりに取り組むなど、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、コロナ禍による生活環境の変化等に伴い、さらに家庭の状況が周囲から見えにくく、支援が届きにくい恐れがあることから、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア　子育て家庭を孤立させないつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
地域における支援体制づくりの推進 （こども未来局：企画課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。
保育所による地域の子育て支援の推進 （こども未来局：保育第１課、運営管理課）	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。
ボランティア等による子育て支援の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。

イ　多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

推進項目	計画期間中の主な取組
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり （こども未来局：青少年支援室）	〔こども文化センター運営事業〕 ● 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔わくわくプラザ事業〕 ● 学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
青少年関係団体による青少年の健全育成の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進 （教育委員会事務局：教育政策室）	〔地域等による学校運営への参加促進事業〕 ● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。
地域資源を活かした学校づくりの推進 （教育委員会事務局：指導課）	〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕 ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育２１推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域における教育活動の推進事業〕 ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 （教育委員会事務局：生涯学習推進課）	〔地域の寺子屋事業〕 ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

ウ　支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通した支援を行います。
地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。
地域における主体的な活動の促進 （こども未来局：青少年支援室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

取組の方向性３　相談機関等による支援の充実と連携の強化

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業や児童扶養手当業務、児童家庭相談、生活保護業務など、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行います。

また、未就学児期・学齢期それぞれにおいて、子どもが日中主に過ごす地域の居場所や学校等において相談支援を実施するとともに、児童虐待や障害、精神保健、雇用など、個々の専門領域に関する相談支援を一層推進します。

その上で、子どもや子育て家庭が抱える複雑・多様な生活課題に対し、身近な相談機関やそれぞれ高度な専門性を持った相談機関、子どもの所属先や地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたＮＰＯ法人等、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア　相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
学校生活に関わる相談・支援の充実 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ● 支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ● 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。
児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。
地域に根ざした相談支援の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。
児童相談所による専門相談支援の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。
女性相談の体制強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔女性保護事業〕 ● 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
総合的な就業支援の推進 (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
精神的健康の保持・増進 (健康福祉局：精神保健課)	〔精神保健事業〕 ● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。
障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実 (健康福祉局：障害計画課、障害者施設指導課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。
医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実 (健康福祉局：障害計画課)	〔障害児施設事業〕 ● 医療的ケア児（者）を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ● 「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。

イ　相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ● 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。 ● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。
ひきこもり等に関するネットワークの強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。

取組の方向性４　子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

乳幼児期における親子間の愛着形成や信頼関係の構築に向け、母子保健における様々な取組を通じ、子どもの心身の成長・発達を見守り支え、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

乳幼児期における基本的生活習慣の習得や人格形成に向け、保育所や幼稚園が培ってきたノウハウを活かし、すべての子どもが質の高い保育・教育を受けられる環境を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に向け、学校教育を通じ、基礎学力の定着に向けた取組を進め、子どもが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践します。

ア　母子保健の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ● 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ● 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ● 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ● 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ● 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

イ　保育・幼児教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
待機児童対策の推進 (こども未来局：保育対策課、保育所整備課)	〔待機児童対策事業〕 〔認可保育所等整備事業〕 ● 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。
質の高い保育サービスの提供 (こども未来局：保育第１課)	〔民間保育所運営事業〕 ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
公立保育所を活用した保育の質の向上 (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。
多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供 (こども未来局：幼児教育担当)	〔幼児教育推進事業〕 ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
保育・幼児教育無償化の着実な実施 (こども未来局：保育第１課、保育第２課、運営管理課、幼児教育担当)	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 〔認可外保育施設等支援事業〕 〔幼児教育推進事業〕 ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。
保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減 (こども未来局：保育対策課)	〔保育料対策事業〕 ● 一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。

ウ　学校教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
教職員に対する研修の充実 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教職員研修事業〕 ● 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
「キャリア在り方生き方教育」の推進 (教育委員会事務局：教育政策室)	〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕 ● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。
習熟の程度に応じた取組の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔きめ細かな指導推進事業〕 ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
健康教育による健やかな学校生活の促進 (教育委員会事務局：健康教育課)	〔健康教育推進事業〕 ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 (教育委員会事務局：健康給食推進室)	〔健康給食推進事業〕 ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中９年間にわたる一貫した食育を推進します。
かわさき GIGA スクール構想の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔かわさき GIGA スクール構想推進事業〕 ● 「かわさき GIGA スクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。
定時制生徒の自立支援の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
教育活動に対する支援体制の充実 (教育委員会事務局：指導課)	〔学校教育活動支援事業〕 ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔特別支援教育推進事業〕 ● 「第 2 期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。

２　児童家庭支援・児童虐待対策の推進

（１）これまでの経緯

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立する傾向にあり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

> **児童虐待の４つの種別**
>
> ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する　など
>
> ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする　など
>
> ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない　など
>
> ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：ＤＶ）、きょうだいに虐待行為を行うなど

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年３月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成 26（2014）年２月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成３０（2018）年３月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、「子どもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる３つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

（２）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく２６の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

母子保健事業を中心とした妊娠期からの切れ目のない支援や児童虐待の早期発見・早期支援に取り組み、虐待の発生予防策の推進や早期発見・早期対応の充実を推進してきました。

専門的支援の充実・強化については、児童相談所と各区地域みまもり支援センターの多職種の専門職の協働による適切な支援の実施とともに、共通リスクアセスメントツールの活用など、総合的なアセスメントを強化しました。ケース情報の共有と進捗管理にあたっては、平成３１（2019）年３月

から児童相談システムを導入し、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できる仕組みを構築しました。

　また、児童相談所と司法の連携強化に取り組み、児相・警察・検察による三者協働面接の実施など、児童福祉と司法の円滑な協力関係の構築に努めるとともに、医療機関との連携にあたっては、「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）」の運営を拠点病院に委託し、医療機関が主体的に連携強化を図る環境を構築し、医療機関相互の連携強化を推進しました。

（３）前期計画策定後の本市の状況

　児童虐待の相談・通告件数は、児童相談所・区役所ともに、一貫して増加傾向にあります。

　また、支援を要する子ども・家庭が抱える課題も多様化・複雑化しており、様々な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しています。

　このような状況下において、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応とともに、様々な生活上の課題に対してきめ細かな支援を行い、虐待につながる恐れのあるケースについて、早期に把握・対応し、児童虐待を未然に防止していくことが求められています。

児童虐待相談・通告の受付件数　（単位：件）

	市全体	児童相談所	区役所
平成２８(2016)年度	2,875 (113.5%)	2,134 (111.1%)	741 (120.7%)
平成２９(2017)年度	3,263 (113.5%)	2,368 (111.0%)	895 (120.8%)
平成３０(2018)年度	4,134 (126.7%)	3,063 (129.3%)	1,071 (119.7%)
令和元(2019)年度	4,506 (109.0%)	3,368 (110.0%)	1,138 (106.3%)
令和２(2020)年度	5,557 (123.3%)	3,733 (110.8%)	1,824 (160.3%)

※（　）内は対前年比

（単位：件）

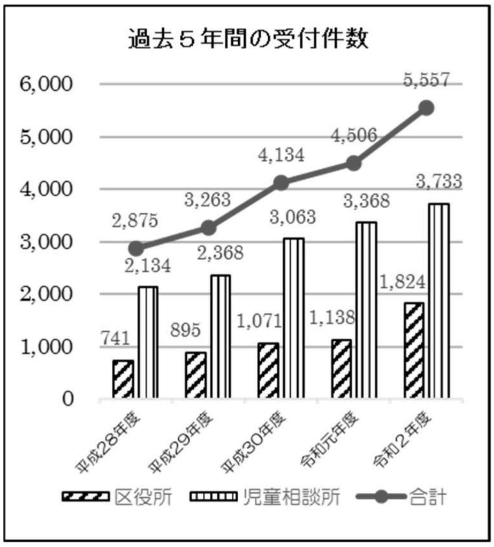

（４）国の動き（児童福祉法等改正）

ア　平成28（2016）年児童福祉法等改正

　平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という３つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。

児童虐待の発生予防

◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

◆ 市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

被虐待児童への自立支援

◆ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合は、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

イ　令和元（2019）年児童福祉法等改正

令和元（2019）年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置を講ずるものとされました。

児童の権利擁護

◆ 親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化、児童相談所の業務として児童の安全確保の明文化を行うとともに、その他、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童が自らの意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築等、児童の権利を擁護する仕組みの構築について必要な措置を講ずる。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

◆ 児童相談所の体制強化等に向けて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける、措置決定、その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導のもとで適切かつ円滑に行う、児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、政令で定める基準を標準として定める等の措置を講ずる。

（５）基本的な考え方及び取組の方向性

この間、児童虐待防止対策を推進してきましたが、児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあります。また、ヤングケアラーなど、子どもやその家庭に係る多様な生活課題や困窮の課題が顕在化する中で、児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要です。

そのため、二度にわたる児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応に向けて、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充

実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進していきます。

≪基本的な考え方Ⅰ≫

子ども・子育てを支援する地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しており、地域の子育て家庭が気軽に集い、支え合うためのしくみづくりが重要であり、妊娠期を含め、個々の生活に身近な地域の中で、それぞれの家庭が安心して主体的に子育てできる環境が必要です。

また、児童虐待の発生予防にあたっては、妊娠期から出産、乳児期から幼児期における育児において、その時々の保護者の心身の状況や子どもの発達段階や発達状況に応じた切れ目のない見守りと支援が必要となります。

さらに、児童虐待は、子育てに関わる一つの阻害要因が放置されることで、時間が経過する中で発生した他の要因と複雑に絡み合い、本人が課題として気づいたときには非常に重篤な状態に陥っているなど、特別な環境下ではなくとも孤立した状況にあれば、どのような家庭においても起こりうる恐れがあります。公的機関や地域の関係団体のみならず、子ども及び保護者などの子育て家庭の当事者に対する普及啓発も必要となります。

【取組の方向性１】

地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

【取組の方向性２】

虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

≪基本的な考え方Ⅱ≫

機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

児童福祉法第２条においては、児童は、良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されることとされており、また、児童を健やかに育成することについて、第一義的責任を負う保護者とともに、国・地方自治体においてもその責務があることが明記されています。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。児童福祉法第２条の理念も踏まえて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、児童の身体・生命の安全を確保し、その最善の利益を優先しながら、児童の健全な育成を支えていくことが重要です。

また、児童虐待等の対応にあたっては、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく支援が必要であり、医療機関や司法関連機関との連携強化とともに、多様な専門的知識とその知識を活かすための高度なスキルやアセスメント能力が必要となります。

【取組の方向性３】

早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育所・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実に向けた検討を進めていきます。

【取組の方向性４】

専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談所システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

【取組の方向性５】

人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等の OFF－JT とともに、職場ごとの適切な OJT の実践など、専門職の育成に関する研修等の充実に向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

≪基本的な考え方Ⅲ≫

自立に向けた専門的支援の充実

児童相談所の相談支援は、基本的には在宅での相談・支援が望ましいかたちです。

児童を施設・里親に措置・委託したケースについても、愛着関係の再形成や児童のトラウマからの回復などを図り、親子が再び一緒に生活するための環境整備を行っていくことが重要です。

また、家庭からの分離された間においては、成育状況や年齢等による個別的なニーズに応じるとともに、里親や児童養護施設などにおいて、可能なかぎり家庭生活に近い環境を確保することや、必要に応じて、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が必要となります。

さらに、支援を行っている子ども・家庭が市外に転出する場合、市外から転入する場合において、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、市域・県域を越えた適切な広域連携が必要となります。

【取組の方向性６】

社会的養育・自立支援の充実

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムの実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

【取組の方向性７】

地域・広域連携等の強化

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の５県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を中心にした円滑な連携に向けた取組を進めます。

取組の方向性１　地域での子育て支援の充実

ア　地域の社会資源の有効活用

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	計画期間中の主な取組
保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
ボランティア等による子育て支援 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)	〔こども文化センター運営事業〕 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
地域子育て支援センターの運営 (こども未来局：企画課)	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 (こども未来局：企画課)	〔地域子育て支援事業〕 ● 市内４か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。
子育てグループ等への各種支援及び連携 (こども未来局：企画課)	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。

取組の方向性２　虐待の発生予防策の推進

ア　妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を各区地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通じて、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦や乳幼児等を把握した関係機関からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
産後ケア事業による早期相談支援の実施 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

イ　妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、将来の妊娠・出産・育児に向けた心身の健康保持や正しい知識の普及・啓発のために、学校と連携して思春期等からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

ウ　児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要であることから、毎年１１月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ● オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ● 啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。

取組の方向性３　早期発見・早期対応の充実

ア　母子保健事業からの早期把握と支援

母子保健事業による子育て家庭全体の把握は、要支援家庭の早期発見・早期対応・虐待の未然防止につながることから、乳幼児健康診査等の未受診者に対するきめ細かな受診勧奨のほか、様々な取組を通じた子育て家庭の課題把握や、必要に応じ保健師等によるアフターフォロー等に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施 (こども未来局：こども保健福祉課) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔母子保健指導・相談事業〕 〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする取組を推進します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。

イ　保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

ウ　虐待通告への迅速かつ的確な対応

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と各区地域みまもり支援センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則４８時間以内）を実施します。

初期対応やその後の継続した支援の実施にあたっては、共通リスクアセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行い、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、個々のケースの状況に応じ、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。
要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ● 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

エ　地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制を一層推進します。

また、乳児院や児童養護施設の専門性を活かした相談・支援や、子育て支援事業の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的に行います。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市内６か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
子育て短期利用事業の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業等）ことにより子育て支援を行います。

オ　要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの実務者会議として「代表者部会」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第 25 条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

取組の方向性４　専門的支援の充実・強化

ア　児童及び保護者に対する支援

児童に対する支援については、被害児童に対する愛着の構築やトラウマとなる問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

また、保護者に対する支援については、それぞれの虐待事例の状況に応じて、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。
関係機関の連携による専門的な支援の充実 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ● 一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。

イ　専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への対応にあたっては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として適切に対応します。

また、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

ウ　児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所における児童相談の適切な実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。 ● 増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。
各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。
児童家庭相談支援体制の強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
児童相談所・一時保護所の機能等の検討 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

エ　効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有するとともに、個人情報の適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。

オ　総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツール各区地域みまもり支援センター・児童相談所で活用します。

推進項目	計画期間中の主な取組
共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。
児童相談所における組織的アセスメントの実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。
各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。

カ　保健・医療関連専門機関との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や各区地域みまもり支援センターに加え、必要に応じて総合リハビリテーション推進センターや医療機関などの専門機関と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。
川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における児童虐待対策の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ● 児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。

キ　警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
警察及び検察と連携した情報共有 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の３機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。

取組の方向性５　人材育成の推進

ア　専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談業務研修の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。
各職場・職種ごとのＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴの実践 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとの OJT、OFF-JT を活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を推進します。

イ　専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成 28（2016）年３月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを活用し、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ● 児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ● 児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。

ウ　関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。

取組の方向性６　社会的養育・自立支援の充実

ア　親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援について、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童相談所運営事業〕 ● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

イ　児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童養護施設等への運営支援 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

ウ　里親制度の推進と里親支援の充実

里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

また、里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するＮＰＯ等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を実施します。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。
ふるさと里親事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を体験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。
多様な主体と連携した里親支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 ● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO 法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。

エ　要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

取組の方向性７　地域・広域連携等の強化

ア　社会福祉協議会や地域等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、 一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

イ　他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
５県市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
隣接する東京 23 区との連携の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。

３　困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

（１）これまでの経緯

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成 28（2016）年３月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成 27（2015）年２月 20 日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOS をしっかりと受け止めることが大切であることから、平成３０（2018）年３月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援を推進してきました。

（２）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく２５の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

こども文化センターや地域の寺子屋事業など、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、様々な地域人材を活用し地域の見守り体制を強化するなど、地域の人たちが子ども・若者やその家庭の発する SOS を受け止められるよう、児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発の推進に取り組みました。

地域の重要な防犯対策の一つである防犯灯については、ESCO 事業等により多くの防犯灯が整備され、環境整備面では一定程度の成果が図られましたが、子ども・若者の安全を守るため、引き続き、地域における見守り活動を推進する必要があります。

また、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭を適切に支援するため、専門的な児童支援の充実・強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関相互の連携強化を図りました。

（３）前期計画策定後の本市の状況

ア　子ども・若者を取り巻く社会状況

本市における児童虐待相談・通告件数は、近年さらに増加しており、特に身近な相談機関である区役所での相談・通告件数が急増しています。不登校児童数及びいじめの認知件数も増加傾向にあり、特に小学生におけるいじめが増加し、低年齢化の傾向にあります。

警察が認知している不良行為少年数は減少傾向にありますが、少子化・情報化・国際化の急激な進行やコロナ禍による生活環境の一変など、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者や外国にルーツのある子ども・若者など、生きづらさを抱え、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況にあります。

また、事件や事故、災害、病気などにより、傷ついたり、大切な家族を失うといった困難な状況に陥った子ども・若者への対応のほか、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和２（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」からは、過去や現在のつらい経験について、「経験していない」との回答が最も多かったものの、いじめられた経験やクラスに馴染めなかった経験をした人が一定程度いることがわかりました。

また、調査結果を分析したところ、親の将来に対する考え方と子どもの進学や就職等の将来に対する考え方には相関関係があることから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

（４）国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）

令和３（2021）年４月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

大綱には、居場所の多さは自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があるとの調査結果から、安心できる居場所は子ども・若者にとって極めて重要であるとし、居場所の充実に社会総掛かりで努めていくこと、子ども・若者を取り巻く社会状況として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低い Well-being※、④格差拡大への懸念などが挙げられ、①を最重要課題として位置づけ、②③④は子ども・若者の成長に重大な阻害要因と捉え、要因を取り除く取組を重点的に行うことが盛り込まれました。

（５）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や本市の状況、国の大綱等を踏まえ、前期計画から基本的な考え方は継承しつつ、一定程度の解決が見られたものは、今後は４章の施策体系の中で進捗管理していくものとして整理するとともに、この間、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方に基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んでいきます。

※ Well-being…肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが 満たされた状態にあることをいいます。

≪基本的な考え方Ⅰ≫

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者の成長・発達段階において、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、将来に対する夢や希望を持ち、自ら学び、様々な体験や経験を通じて多様な価値観やロールモデルを得ながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける必要があります。しかしながら、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、そうした機会が失われているとともに、子ども・若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

また、様々な生きづらさを抱える子ども・若者は、周囲から置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくいことから、地域・学校・行政等が連携し、子ども・若者の声なき声を受け止め、適切な支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性１】

子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【取組の方向性２】

子ども・若者がＳＯＳを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自ら SOS を発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者の SOS をしっかりキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

【取組の方向性３】

地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りに取り組むなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

≪基本的な考え方Ⅱ≫

複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた成育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

また、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行のほか、ひきこもりや発達上の課題、家族の世話に追われているといった、周囲からその置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していること、さらには、これらの課題を複合的に抱えていることから、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性４】

専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細かな支援ができるよう、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みます。

【取組の方向性５】

専門的支援ネットワークの構築

関係機関相互の連携強化を図るなど、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実に努めます。

取組の方向性１　子ども・若者の居場所の充実

概ね中学校区に１か所設置の「こども文化センター」の活用や、学校等を活用した「地域の寺子屋事業」などにより、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、様々な経験等を通じて多様な価値観やロールモデルを得られるような取組を進めます。

また、不登校やひきこもり、生活保護世帯やひとり親家庭等、様々な家庭の事情や悩みごとを抱え、家庭や学校等、自分の所属の中で居場所を見いだすことが難しい子ども・若者に対し、孤立から守り、安心して過ごせる居場所の提供に取り組みます。

その他、地域が取り組む子ども・若者の居場所づくりを支援します。

推進項目	計画期間中の主な取組
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)	〔こども文化センター運営事業〕 〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
地域の寺子屋事業の推進 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)	〔地域の寺子屋事業〕 ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。
放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)	〔わくわくプラザ事業〕 ● すべての小学生を対象に、市内 114 校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
不登校等の子どもの居場所づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室) (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔青少年教育施設の管理運営事業〕 ● 不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。
	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
定時制生徒の居場所づくりの推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。
ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進 (こども未来局：こども家庭課) (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕 〔生活保護自立支援対策事業〕 ● ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活保護自立支援対策事業〕 ● 生活保護受給世帯等の 15 歳から 39 歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。
地域による子ども・若者の居場所づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。

取組の方向性２　子ども・若者がＳＯＳを発信しやすいしくみづくり

SNS 等、多様なツールを活用し、様々な生きづらさを抱える子ども・若者たちが自ら SOS を発信しやすくなるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、子ども・若者たちに対する情報モラル教育を推進します。

また、子ども・若者が自ら発する SOS を、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関や施設の職員、地域の人たちが見逃さずにしっかり受け止め、適切な支援につなげられるよう、様々な機会を捉え、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOS に気づき、SOS が発信しやすい取組の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（１８９）、SNS による相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携して SOS に気づく取組を強化します。 ● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあっている子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者の SOS に気づき、SOS が発信しやすい取組を推進します。
いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発 (教育委員会事務局：教育政策室)	〔共生・共育推進事業〕 ● 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。
自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業〕 ● 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。
情報モラルに関わる啓発の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教育の情報化推進事業〕 ● GIGA 端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市ＰＴＡ連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。

取組の方向性３　地域の見守り体制の強化

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりに向け、青少年指導員や民生委員児童委員、保護司等、地域人材を活用した見守り活動のほか、地域・学校・行政等が連携し、地域の実情に応じた取組を実施します。

また、様々な課題を抱える子ども・若者を見守り・支える地域団体等のつながりづくりを推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
青少年指導員等による取組の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
民生委員児童委員による取組の推進 （健康福祉局：地域包括ケア推進室）	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 ● 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
保護司による取組の推進 （健康福祉局：地域包括ケア推進室）	〔更生保護事業〕 ● 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。
こども１１０番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進 （こども未来局：青少年支援室）	〔青少年活動推進事業〕 ● 地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども１１０番事業を支援します。
安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進 （市民文化局：地域安全推進課）	〔防犯対策事業〕 ● 市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。
学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進 （教育委員会事務局：健康教育課）	〔学校安全推進事業〕 ● 学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通した支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり (こども未来局：青少年支援室)	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ● 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。

取組の方向性４　専門的な相談・支援体制の充実

これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行対策については、引き続き、児童相談所の体制強化や、学校における児童支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの充実など、専門職による相談・支援の充実に取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者等に対する相談・支援についても、「ひきこもり地域支援センター」や「子ども発達・相談センター」等を設置し、相談・支援の充実に取り組みます。

その他、区役所に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、市民に身近な相談機関の体制強化を図りながら、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を多職種が連携し、個別的・専門的に取り組みます。

ア　要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
児童虐待への対応の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童相談所運営事業〕 ● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。
民間児童福祉施設による相談・支援の充実 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。
児童家庭相談支援体制の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。

イ　不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化 （教育委員会事務局：総合教育センター）	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。
社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。

ウ　発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化 （健康福祉局：障害計画課）	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。
母子保健等を通じた相談支援体制の強化 （こども未来局：こども保健福祉課）	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。
保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化 （こども未来局：運営管理課） （こども未来局：幼児教育担当）	〔公立保育所運営事業〕 ● 認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。
	〔幼児教育推進事業〕 ● 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。

<table>
<tr><th>推進項目</th><th>計画期間中の主な取組</th></tr>
<tr><td rowspan="2">学校における相談支援体制の強化
（教育委員会事務局：総合教育センター）
（教育委員会事務局：指導課）</td><td>〔児童生徒支援・相談事業〕
● 総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。</td></tr>
<tr><td>〔特別支援教育推進事業〕
● 福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。</td></tr>
</table>

エ　就労・自立に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制 （経済労働局：労働雇用部）	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進 （健康福祉局：生活保護・自立支援室）	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいＪＯＢセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性５　専門的支援ネットワークの構築

これまで重点的に取り組んできた児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けては、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化や、医療機関、警察等の専門機関との連携に引き続き取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者の社会的自立に向けて、ひきこもり状態の支援ネットワークの構築や、若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議等を活用し、関係機関の連携強化に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会の体制強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化 （こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室） （教育委員会事務局：指導課）	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ● 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。
	〔学校教育活動支援事業〕 ● 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。
ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化 （健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）	〔ひきこもり地域支援事業〕 ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。
困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化 （経済労働局：労働雇用部）	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。

第6章

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

各種計画の量の見込みと確保方策

１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

２　放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

３　代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

（川崎市社会的養育推進計画）

１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

（１）「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成 27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連３法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年５月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和２（2020）年４月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30(2018)年９月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要】

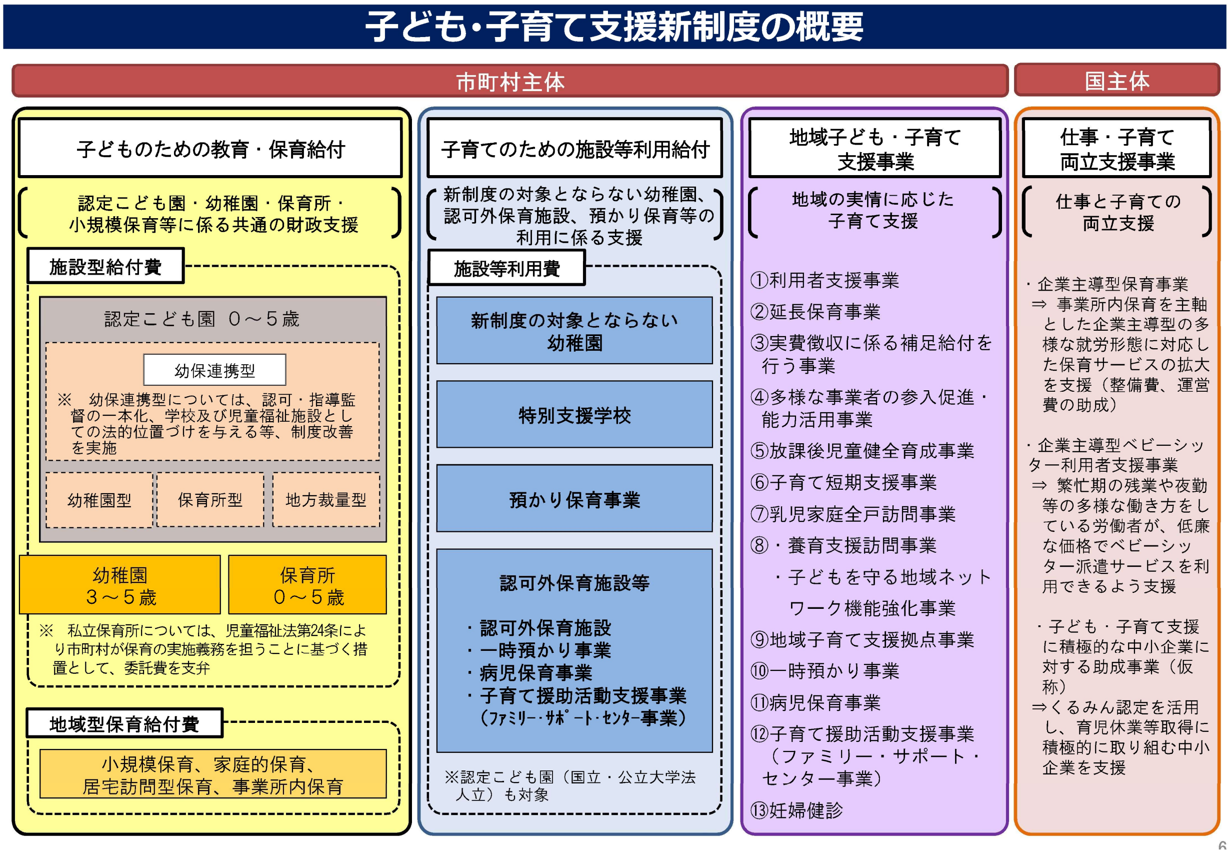

※内閣府ホームページより引用

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

（３）「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第６１条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、５年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

今回の「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において第２期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和４（2022）年度から令和７（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和６（2024）年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】

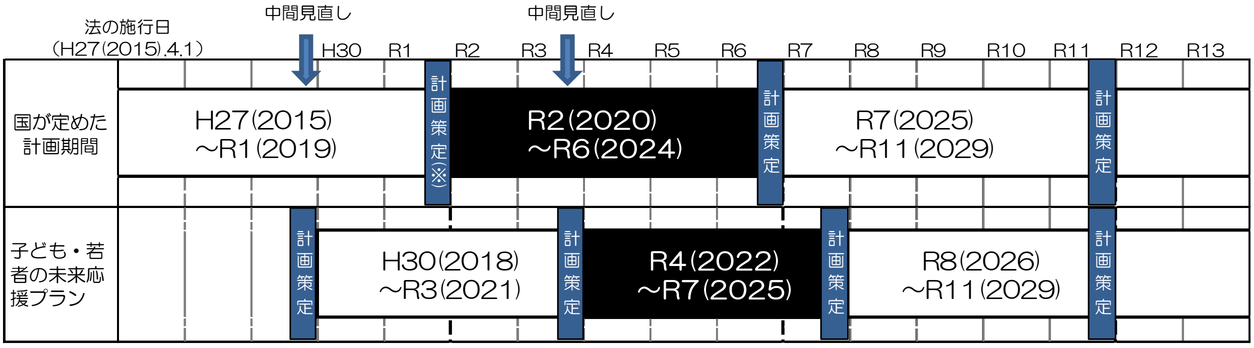

※　令和２（2020）年度においては、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン第６章改訂版（川崎市第２期子ども・子育て支援事業計画）」を策定

（４） 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法[1]により各歳児の年度当初（４月１日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、０歳児推計人口については、人口動態調査[2]に基づく出生率、15 歳から 49 歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞（単位：人）

	３～５歳（１号または２号認定に該当）	０歳（３号認定に該当）	１～２歳（３号認定に該当）	合 計
令和３(2021)年度(実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
令和４(2022)年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和５(2023)年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和６(2024)年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和７(2025)年度	34,226	12,171	23,782	70,179
令和８(2026)年度	33,538	12,277	23,932	69,747

1 「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和元（2019）年４月２日～２（2020）年４月１日生まれのコーホートは、令和４（2022）年４月１日時点で満２歳、令和８（2026）年４月１日時点で満６歳となり、令和８（2026）年度の小学１年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。(厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より)

2 厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

＜参考　就学前児童数実績（年齢別・区別）＞　（単位：人）
年齢別実績

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和２ (2020) 年度	令和３ (2021) 年度
０歳児	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
１歳児	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
２歳児	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
３歳児	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
４歳児	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
５歳児	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

区別実績

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和２ (2020) 年度	令和３ (2021) 年度
川崎区	11,217	10,986	10,660	10,444	9,764
幸区	9,809	9,958	9,986	10,027	9,875
中原区	15,146	15,415	15,459	15,441	14,953
高津区	13,023	12,917	12,675	12,360	11,786
宮前区	13,281	13,110	12,866	12,697	12,193
多摩区	10,120	9,995	10,009	10,022	9,898
麻生区	9,194	8,961	8,754	8,600	8,277
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

イ　就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31(2019)年３月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31(2019)年4月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

今回の中間見直しについては、「川崎市総合計画第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和４(2022)年２月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

（５）教育・保育の量の見込みと確保方策

ア　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第６１条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ　教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

≪施設及び事業の連携等に関する推進方策≫

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として０歳～２歳児の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、３歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

（ア）教育・保育に関する施設

a　認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

ｂ　幼稚園

３歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

ｃ　保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

（イ）地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１の保育を行います。

ウ　子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

（ア）子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育･保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	給付対象施設・事業
１号認定	満３歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
２号認定	３歳～５歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
３号認定	０歳～２歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられます。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新１号認定	満３歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新２号認定	３歳～５歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※４
新３号認定 ※３	０歳～２歳 ※２	あり	認可外保育施設等 ※４

※１　満３歳に達する日以降最初の３月 31 日を経過した子ども

※２　満３歳に達する日以降最初の３月 31 日までの間にある子ども

※３　非課税世帯のみ

※４　認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の 11 時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の２区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の１か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上 120 時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月 48 時間から月 64 時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月 64 時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

エ　教育・保育の量の見込みと確保方策

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和７（2025）年度まで減少するものとして推計しています。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和７（2025）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和８（2026）年４月についても定めます。

（イ）教育・保育の量の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

■全市域

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号	2号	3号			合計
				3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和3（2021）（実績）	確保方策	教育保育施設		17,625	18,733	2,271	11,528	13,799	50,157
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	18,733	2,271	11,528	13,799	32,532
			幼稚園・認定こども園（１号）	3,639	0	-	-	-	3,639
			私学助成を受ける幼稚園	13,986	0	-	-	-	13,986
		地域型保育事業		-	1	160	859	1,019	1,020
		認可外保育施設等		-	1,404	155	1,471	1,626	3,030
		合計		17,625	20,138	2,586	13,858	16,444	54,207
令和4（2022）	量の見込み			14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254
	確保方策	教育保育施設		14,233	22,258	2,465	11,841	14,306	50,797
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	20,215	2,465	11,841	14,306	34,521
			幼稚園・認定こども園（１号）	2,900	413	-	-	-	3,313
			私学助成を受ける幼稚園	11,333	1,630	-	-	-	12,963
		地域型保育事業		-	-	325	960	1,285	1,285
		認可外保育施設等		-	644	261	1,850	2,111	2,755
		合計		14,233	22,902	3,051	14,651	17,702	54,837
令和5（2023）	量の見込み			13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158
	確保方策	教育保育施設		13,025	22,779	2,485	11,626	14,111	49,915
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	20,792	2,485	11,626	14,111	34,903
			幼稚園・認定こども園（１号）	3,014	461	-	-	-	3,475
			私学助成を受ける幼稚園	10,011	1,526	-	-	-	11,537
		地域型保育事業		-	-	325	1,017	1,342	1,342
		認可外保育施設等		-	191	338	1,924	2,262	2,453
		合計		13,025	22,970	3,148	14,567	17,715	53,710

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号 3～5歳	２号 3～5歳	３号 0歳	３号 1～2歳	３号 小計	合計
令和６（２０２４）	量の見込み			11,779	22,224	3,195	15,126	18,321	52,324
	確保方策	教育保育施設		11,779	23,204	2,498	12,107	14,605	49,588
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	21,298	2,498	12,107	14,605	35,903
			幼稚園・認定こども園（１号）	3,435	571	-	-	-	4,006
			私学助成を受ける幼稚園	8,344	1,335	-	-	-	9,679
		地域型保育事業		-	-	325	1,055	1,380	1,380
		認可外保育施設等		-	66	384	1,964	2,348	2,414
		合計		11,779	23,270	3,207	15,126	18,333	53,382
令和７（２０２５）	量の見込み			10,652	22,112	3,274	15,908	19,182	51,946
	確保方策	教育保育施設		10,652	23,600	2,551	12,831	15,382	49,634
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	21,772	2,551	12,831	15,382	37,154
			幼稚園・認定こども園（１号）	3,174	560	-	-	-	3,734
			私学助成を受ける幼稚園	7,478	1,268	-	-	-	8,746
		地域型保育事業		-	-	325	1,093	1,418	1,418
		認可外保育施設等		-	0	401	1,984	2,385	2,385
		合計		10,652	23,600	3,277	15,908	19,185	53,437
令和８（２０２６）	量の見込み			9,707	22,334	3,360	16,553	19,913	51,954
	確保方策	教育保育施設		9,707	23,970	2,611	13,540	16,151	49,828
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	22,213	2,611	13,540	16,151	38,364
			幼稚園・認定こども園（１号）	2,781	518	-	-	-	3,299
			私学助成を受ける幼稚園	6,926	1,239	-	-	-	8,165
		地域型保育事業		-	-	325	1,112	1,437	1,437
		認可外保育施設等		-	0	424	1,901	2,325	2,325
		合計		9,707	23,970	3,360	16,553	19,913	53,590

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（3～5歳）	２号（3～5歳）	３号（0歳）	３号（1～2歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和５(2023)年４月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和６(2024)年４月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和７(2025)年４月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和８(2026)年４月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

■川崎区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	3号 小計	合計
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		2,312	2,312	269	1,357	1,626	6,250
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,312	269	1,357	1,626	3,938
			幼稚園・認定こども園（１号）	578	0	-	-	-	578
			私学助成を受ける幼稚園	1,734	0	-	-	-	1,734
		地域型保育事業		-	-	27	117	144	144
		認可外保育施設等		-	151	14	99	113	264
		合計		2,312	2,463	310	1,573	1,883	6,658
令和４（２０２２）	量の見込み			1,828	2,644	368	1,620	1,988	6,460
	確保方策	教育保育施設		1,828	2,663	298	1,372	1,670	6,161
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,395	298	1,372	1,670	4,065
			幼稚園・認定こども園（１号）	514	76	-	-	-	590
			私学助成を受ける幼稚園	1,314	192	-	-	-	1,506
		地域型保育事業		-	-	54	153	207	207
		認可外保育施設等		-	0	16	95	111	111
		合計		1,828	2,663	368	1,620	1,988	6,479
令和５（２０２３）	量の見込み			1,700	2,632	380	1,596	1,976	6,308
	確保方策	教育保育施設		1,700	2,660	298	1,372	1,670	6,030
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,395	298	1,372	1,670	4,065
			幼稚園・認定こども園（１号）	514	81	-	-	-	595
			私学助成を受ける幼稚園	1,186	184	-	-	-	1,370
		地域型保育事業		-	-	54	172	226	226
		認可外保育施設等		-	0	28	52	80	80
		合計		1,700	2,660	380	1,596	1,976	6,336

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			1,548	2,557	393	1,662	2,055	6,160
	確保方策	教育保育施設		1,548	2,731	298	1,372	1,670	5,949
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,475	298	1,372	1,670	4,145
			幼稚園・認定こども園（１号）	562	94	-	-	-	656
			私学助成を受ける幼稚園	986	162	-	-	-	1,148
		地域型保育事業		-	-	54	191	245	245
		認可外保育施設等		-	0	41	99	140	140
		合計		1,548	2,731	393	1,662	2,055	6,334
令和７（２０２５）	量の見込み			1,440	2,546	407	1,728	2,135	6,121
	確保方策	教育保育施設		1,440	2,797	308	1,392	1,700	5,937
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,545	308	1,392	1,700	4,245
			幼稚園・認定こども園（１号）	474	84	-	-	-	558
			私学助成を受ける幼稚園	966	168	-	-	-	1,134
		地域型保育事業		-	-	54	191	245	245
		認可外保育施設等		-	0	45	145	190	190
		合計		1,440	2,797	407	1,728	2,135	6,372
令和８（２０２６）	量の見込み			1,334	2,534	423	1,798	2,221	6,089
	確保方策	教育保育施設		1,334	2,822	318	1,497	1,815	5,971
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,575	318	1,497	1,815	4,390
			幼稚園・認定こども園（１号）	439	82	-	-	-	521
			私学助成を受ける幼稚園	895	165	-	-	-	1,060
		地域型保育事業		-	-	54	191	245	245
		認可外保育施設等		-	0	51	110	161	161
		合計		1,334	2,822	423	1,798	2,221	6,377

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合 （各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（３～５歳）	２号（３～５歳）	３号（０歳）	３号（１～２歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和５(2023)年４月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和６(2024)年４月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和７(2025)年４月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和８(2026)年４月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

■幸区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		2,107	2,478	358	1,562	1,920	6,505
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,478	358	1,562	1,920	4,398
			幼稚園・認定こども園（１号）	191	0	-	-	-	191
			私学助成を受ける幼稚園	1,916	0	-	-	-	1,916
		地域型保育事業		-	-	25	119	144	144
		認可外保育施設等		-	130	22	155	177	307
		合計		2,107	2,608	405	1,836	2,241	6,956
令和４（２０２２）	量の見込み			1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
	確保方策	教育保育施設		1,762	2,836	336	1,474	1,810	6,408
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,612	336	1,474	1,810	4,422
			幼稚園・認定こども園（１号）	119	15	-	-	-	134
			私学助成を受ける幼稚園	1,643	209	-	-	-	1,852
		地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等		-	86	88	351	439	525
		合計		1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
令和５（２０２３）	量の見込み			1,632	2,982	526	2,022	2,548	7,162
	確保方策	教育保育施設		1,632	3,014	357	1,551	1,908	6,554
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,792	357	1,551	1,908	4,700
			幼稚園・認定こども園（１号）	110	15	-	-	-	125
			私学助成を受ける幼稚園	1,522	207	-	-	-	1,729
		地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等		-	0	121	312	433	433
		合計		1,632	3,014	526	2,022	2,548	7,194

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			1,512	3,051	544	2,150	2,694	7,257
	確保方策	教育保育施設		1,512	3,105	363	1,655	2,018	6,635
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,885	363	1,655	2,018	4,903
			幼稚園・認定こども園（１号）	102	15	-	-	-	117
			私学助成を受ける幼稚園	1,410	205	-	-	-	1,615
		地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等		-	0	133	336	469	469
		合計		1,512	3,105	544	2,150	2,694	7,311
令和７（２０２５）	量の見込み			1,369	3,066	565	2,314	2,879	7,314
	確保方策	教育保育施設		1,369	3,158	383	1,817	2,200	6,727
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,945	383	1,817	2,200	5,145
			幼稚園・認定こども園（１号）	92	15	-	-	-	107
			私学助成を受ける幼稚園	1,277	198	-	-	-	1,475
		地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等		-	0	134	338	472	472
		合計		1,369	3,158	565	2,314	2,879	7,406
令和８（２０２６）	量の見込み			1,287	3,210	584	2,405	2,989	7,486
	確保方策	教育保育施設		1,287	3,241	403	1,847	2,250	6,778
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,029	403	1,847	2,250	5,279
			幼稚園・認定こども園（１号）	86	15	-	-	-	101
			私学助成を受ける幼稚園	1,201	197	-	-	-	1,398
		地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
		認可外保育施設等		-	0	133	399	532	532
		合計		1,287	3,241	584	2,405	2,989	7,517

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（３～５歳）	２号（３～５歳）	３号（０歳）	３号（１～２歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	36.0	59.6	30.3	61.1	51.1
令和５(2023)年４月	33.8	61.8	31.2	63.3	52.2
令和６(2024)年４月	31.7	63.9	32.2	65.5	54.2
令和７(2025)年４月	29.5	66.1	33.2	67.7	56.2
令和８(2026)年４月	27.3	68.1	34.1	70.0	58.1

■中原区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号 3～5歳	２号 3～5歳	３号 0歳	３号 1～2歳	３号 小計	合計
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		2,918	3,903	477	2,493	2,970	9,791
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,903	477	2,493	2,970	6,873
			幼稚園・認定こども園（１号）	180	0	-	-	-	180
			私学助成を受ける幼稚園	2,738	0	-	-	-	2,738
		地域型保育事業		-	-	15	117	132	132
		認可外保育施設等		-	354	41	401	442	796
		合計		2,918	4,257	533	3,011	3,544	10,719
令和４（２０２２）	量の見込み			2,377	4,691	600	3,184	3,784	10,852
	確保方策	教育保育施設		2,377	5,057	597	2,736	3,333	10,767
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	4,732	597	2,736	3,333	8,065
			幼稚園・認定こども園（１号）	364	50	-	-	-	414
			私学助成を受ける幼稚園	2,013	275	-	-	-	2,288
		地域型保育事業		-	-	59	146	205	205
		認可外保育施設等		-	0	0	302	302	302
		合計		2,377	5,057	656	3,184	3,840	11,274
令和５（２０２３）	量の見込み			2,137	4,718	624	3,173	3,797	10,652
	確保方策	教育保育施設		2,137	4,984	585	2,713	3,298	10,419
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	4,672	585	2,713	3,298	7,970
			幼稚園・認定こども園（１号）	327	48	-	-	-	375
			私学助成を受ける幼稚園	1,810	264	-	-	-	2,074
		地域型保育事業		-	-	59	165	224	224
		認可外保育施設等		-	0	0	295	295	295
		合計		2,137	4,984	644	3,173	3,817	10,938

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号	2号	3号			合計
				3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			1,897	4,704	629	3,272	3,901	10,502
	確保方策	教育保育施設		1,897	5,025	582	2,756	3,338	10,260
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	4,732	582	2,756	3,338	8,070
			幼稚園・認定こども園（１号）	290	45	-	-	-	335
			私学助成を受ける幼稚園	1,607	248	-	-	-	1,855
		地域型保育事業		-	-	59	165	224	224
		認可外保育施設等		-	0	0	351	351	351
		合計		1,897	5,025	641	3,272	3,913	10,835
令和７（２０２５）	量の見込み			1,697	4,755	638	3,451	4,089	10,541
	確保方策	教育保育施設		1,697	5,078	582	2,889	3,471	10,246
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	4,798	582	2,889	3,471	8,269
			幼稚園・認定こども園（１号）	259	43	-	-	-	302
			私学助成を受ける幼稚園	1,438	237	-	-	-	1,675
		地域型保育事業		-	-	59	165	224	224
		認可外保育施設等		-	0	0	397	397	397
		合計		1,697	5,078	641	3,451	4,092	10,867
令和８（２０２６）	量の見込み			1,533	4,883	649	3,588	4,237	10,653
	確保方策	教育保育施設		1,533	5,135	582	3,040	3,622	10,290
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	4,868	582	3,040	3,622	8,490
			幼稚園・認定こども園（１号）	226	40	-	-	-	266
			私学助成を受ける幼稚園	1,307	227	-	-	-	1,534
		地域型保育事業		-	-	59	184	243	243
		認可外保育施設等		-	0	8	364	372	372
		合計		1,533	5,135	649	3,588	4,237	10,905

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号（3～5歳）	2号（3～5歳）	3号（0歳）	3号（1～2歳）	3号（合計）
令和４(2022)年４月	32.4	63.9	24.5	65.4	51.7
令和５(2023)年４月	30.0	66.2	24.3	67.2	52.1
令和６(2024)年４月	27.6	68.4	24.2	68.7	53.0
令和７(2025)年４月	25.3	70.8	24.1	70.4	54.2
令和８(2026)年４月	22.9	73.1	24.1	72.1	55.2

■高津区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		2,540	3,010	352	1,850	2,202	7,752
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,010	352	1,850	2,202	5,212
			幼稚園・認定こども園（１号）	516	-	-	-	-	516
			私学助成を受ける幼稚園	2,024	-	-	-	-	2,024
		地域型保育事業		-	-	32	178	210	210
		認可外保育施設等		-	211	26	222	248	459
		合計		2,540	3,221	410	2,250	2,660	8,241
令和４（２０２２）	量の見込み			1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349
	確保方策	教育保育施設		1,957	3,436	351	1,878	2,229	7,622
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,096	351	1,878	2,229	5,325
			幼稚園・認定こども園（１号）	374	65	-	-	-	439
			私学助成を受ける幼稚園	1,583	275	-	-	-	1,858
		地域型保育事業		-	-	63	199	262	262
		認可外保育施設等		-	159	53	253	306	465
		合計		1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349
令和５（２０２３）	量の見込み			1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082
	確保方策	教育保育施設		1,736	3,529	357	1,768	2,125	7,390
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,210	357	1,768	2,125	5,335
			幼稚園・認定こども園（１号）	331	62	-	-	-	393
			私学助成を受ける幼稚園	1,405	257	-	-	-	1,662
		地域型保育事業		-	-	63	199	262	262
		認可外保育施設等		-	46	47	337	384	430
		合計		1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	４月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			1,497	3,473	474	2,343	2,817	7,787
	確保方策	教育保育施設		1,497	3,601	357	1,826	2,183	7,281
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,312	357	1,826	2,183	5,495
			幼稚園・認定こども園（１号）	286	56	-	-	-	342
			私学助成を受ける幼稚園	1,211	233	-	-	-	1,444
		地域型保育事業		-	-	63	199	262	262
		認可外保育施設等		-	0	54	318	372	372
		合計		1,497	3,601	474	2,343	2,817	7,915
令和７（２０２５）	量の見込み			1,295	3,414	481	2,421	2,902	7,611
	確保方策	教育保育施設		1,295	3,654	360	1,932	2,292	7,241
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,390	360	1,932	2,292	5,682
			幼稚園・認定こども園（１号）	248	51	-	-	-	299
			私学助成を受ける幼稚園	1,047	213	-	-	-	1,260
		地域型保育事業		-	-	63	218	281	281
		認可外保育施設等		-	0	58	271	329	329
		合計		1,295	3,654	481	2,421	2,902	7,851
令和８（２０２６）	量の見込み			1,124	3,381	492	2,518	3,010	7,515
	確保方策	教育保育施設		1,124	3,666	360	2,102	2,462	7,252
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,426	360	2,102	2,462	5,888
			幼稚園・認定こども園（１号）	215	47	-	-	-	262
			私学助成を受ける幼稚園	909	193	-	-	-	1,102
		地域型保育事業		-	-	63	218	281	281
		認可外保育施設等		-	0	69	198	267	267
		合計		1,124	3,666	492	2,518	3,010	7,800

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（３～５歳）	２号（３～５歳）	３号（０歳）	３号（１～２歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	33.5	61.6	26.4	63.2	51.3
令和５(2023)年４月	31.0	63.9	26.8	66.0	53.0
令和６(2024)年４月	28.5	66.2	27.2	68.7	54.7
令和７(2025)年４月	26.0	68.5	27.5	71.5	56.5
令和８(2026)年４月	23.5	70.7	27.9	74.3	58.4

■宮前区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号	2号	3号			合計
				3～5歳	3～5歳	０歳	１～２歳	小計	
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		3,468	2,836	305	1,688	1,993	8,297
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,836	305	1,688	1,993	4,829
			幼稚園・認定こども園（１号）	1,137	0	-	-	-	1,137
			私学助成を受ける幼稚園	2,331	0	-	-	-	2,331
		地域型保育事業		-	-	20	127	147	147
		認可外保育施設等		-	172	13	226	239	411
		合計		3,468	3,008	338	2,041	2,379	8,855
令和４（２０２２）	量の見込み			2,826	3,400	393	2,153	2,546	8,772
	確保方策	教育保育施設		2,826	3,264	366	1,736	2,102	8,192
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,864	366	1,736	2,102	4,966
			幼稚園・認定こども園（１号）	586	84	-	-	-	670
			私学助成を受ける幼稚園	2,240	316	-	-	-	2,556
		地域型保育事業		-	-	34	103	137	137
		認可外保育施設等		-	136	0	314	314	450
		合計		2,826	3,400	400	2,153	2,553	8,779
令和５（２０２３）	量の見込み			2,621	3,368	397	2,093	2,490	8,479
	確保方策	教育保育施設		2,621	3,417	365	1,687	2,052	8,090
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,023	365	1,687	2,052	5,075
			幼稚園・認定こども園（１号）	731	110	-	-	-	841
			私学助成を受ける幼稚園	1,890	284	-	-	-	2,174
		地域型保育事業		-	-	34	103	137	137
		認可外保育施設等		-	0	0	303	303	303
		合計		2,621	3,417	399	2,093	2,492	8,530

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			2,397	3,248	406	2,143	2,549	8,194
	確保方策	教育保育施設		2,397	3,444	365	1,711	2,076	7,917
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,059	365	1,711	2,076	5,135
			幼稚園・認定こども園（１号）	668	108	-	-	-	776
			私学助成を受ける幼稚園	1,729	277	-	-	-	2,006
		地域型保育事業		-	-	34	122	156	156
		認可外保育施設等		-	0	7	310	317	317
		合計		2,397	3,444	406	2,143	2,549	8,390
令和７（２０２５）	量の見込み			2,198	3,157	416	2,214	2,630	7,985
	確保方策	教育保育施設		2,198	3,512	365	1,751	2,116	7,826
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,139	365	1,751	2,116	5,255
			幼稚園・認定こども園（１号）	612	105	-	-	-	717
			私学助成を受ける幼稚園	1,586	268	-	-	-	1,854
		地域型保育事業		-	-	34	122	156	156
		認可外保育施設等		-	0	17	341	358	358
		合計		2,198	3,512	416	2,214	2,630	8,340
令和８（２０２６）	量の見込み			2,001	3,065	428	2,300	2,728	7,794
	確保方策	教育保育施設		2,001	3,539	365	1,913	2,278	7,818
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,180	365	1,913	2,278	5,458
			幼稚園・認定こども園（１号）	557	101	-	-	-	658
			私学助成を受ける幼稚園	1,444	258	-	-	-	1,702
		地域型保育事業		-	-	34	122	156	156
		認可外保育施設等		-	0	29	265	294	294
		合計		2,001	3,539	428	2,300	2,728	8,268

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計してい

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号 （３～５歳）	２号 （３～５歳）	３号 （０歳）	３号 （１～２歳）	３号 （合計）
令和４(2022)年４月	45.3	54.4	23.9	58.1	47.6
令和５(2023)年４月	43.8	56.2	24.6	60.8	49.2
令和６(2024)年４月	42.5	57.5	25.1	63.4	51.1
令和７(2025)年４月	41.1	59.0	25.8	66.1	53.0
令和８(2026)年４月	39.5	60.5	26.5	68.8	55.0

■多摩区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号	2号	3号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		1,933	2,591	346	1,625	1,971	6,495
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,591	346	1,625	1,971	4,562
			幼稚園・認定こども園（１号）	693	0	-	-	-	693
			私学助成を受ける幼稚園	1,240	0	-	-	-	1,240
		地域型保育事業		-	-	25	90	115	115
		認可外保育施設等		-	124	25	160	185	309
		合計		1,933	2,715	396	1,875	2,271	6,919
令和４（２０２２）	量の見込み			1,616	2,979	449	2,009	2,458	7,053
	確保方策	教育保育施設		1,616	3,114	357	1,663	2,020	6,750
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,932	357	1,663	2,020	4,952
			幼稚園・認定こども園（１号）	619	70	-	-	-	689
			私学助成を受ける幼稚園	997	112	-	-	-	1,109
		地域型保育事業		-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等		-	0	54	257	311	311
		合計		1,616	3,114	449	2,009	2,458	7,188
令和５（２０２３）	量の見込み			1,467	3,021	481	2,007	2,488	6,976
	確保方策	教育保育施設		1,467	3,176	363	1,629	1,992	6,635
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	2,998	363	1,629	1,992	4,990
			幼稚園・認定こども園（１号）	561	69	-	-	-	630
			私学助成を受ける幼稚園	906	109	-	-	-	1,015
		地域型保育事業		-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等		-	0	80	289	369	369
		合計		1,467	3,176	481	2,007	2,488	7,131

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳	3号 1～2歳	3号 小計	合計
令和６（２０２４）	量の見込み			1,334	3,069	493	2,104	2,597	7,000
	確保方策	教育保育施設		1,334	3,242	373	1,780	2,153	6,729
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,069	373	1,780	2,153	5,222
			幼稚園・認定こども園（１号）	510	67	-	-	-	577
			私学助成を受ける幼稚園	824	106	-	-	-	930
		地域型保育事業		-	-	38	89	127	127
		認可外保育施設等		-	0	82	235	317	317
		合計		1,334	3,242	493	2,104	2,597	7,173
令和７（２０２５）	量の見込み			1,181	3,060	505	2,250	2,755	6,996
	確保方策	教育保育施設		1,181	3,269	383	1,939	2,322	6,772
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,105	383	1,939	2,322	5,427
			幼稚園・認定こども園（１号）	452	63	-	-	-	515
			私学助成を受ける幼稚園	729	101	-	-	-	830
		地域型保育事業		-	-	38	108	146	146
		認可外保育施設等		-	0	84	203	287	287
		合計		1,181	3,269	505	2,250	2,755	7,205
令和８（２０２６）	量の見込み			1,067	3,142	516	2,352	2,868	7,077
	確保方策	教育保育施設		1,067	3,323	403	2,000	2,403	6,793
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	3,165	403	2,000	2,403	5,568
			幼稚園・認定こども園（１号）	408	61	-	-	-	469
			私学助成を受ける幼稚園	659	97	-	-	-	756
		地域型保育事業		-	-	38	108	146	146
		認可外保育施設等		-	0	75	244	319	319
		合計		1,067	3,323	516	2,352	2,868	7,258

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合　（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（３～５歳）	２号（３～５歳）	３号（０歳）	３号（１～２歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	34.1	62.9	27.1	61.5	49.9
令和５(2023)年４月	31.7	65.2	27.4	63.8	50.8
令和６(2024)年４月	29.3	67.5	27.8	66.1	52.4
令和７(2025)年４月	27.0	69.9	28.2	68.5	54.3
令和８(2026)年４月	24.5	72.2	28.6	70.9	56.0

■麻生区

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和３（２０２１）（実績）	確保方策	教育保育施設		2,347	1,603	164	953	1,117	5,067
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,,603	164	953	1,117	2,720
			幼稚園・認定こども園（１号）	344	0	-	-	-	344
			私学助成を受ける幼稚園	2,003	0	-	-	-	2,003
		地域型保育事業		-	1	16	111	127	128
		認可外保育施設等		-	262	14	208	222	484
		合計		2,347	1,866	194	1,272	1,466	5,679
令和４（２０２２）	量の見込み			1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
	確保方策	教育保育施設		1,867	1,888	160	982	1,142	4,897
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,584	160	982	1,142	2,726
			幼稚園・認定こども園（１号）	324	53	-	-	-	377
			私学助成を受ける幼稚園	1,543	251	-	-	-	1,794
		地域型保育事業		-	-	29	111	140	140
		認可外保育施設等		-	263	50	278	328	591
		合計		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
令和５（２０２３）	量の見込み			1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499
	確保方策	教育保育施設		1,732	1,999	160	906	1,066	4,797
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,702	160	906	1,066	2,768
			幼稚園・認定こども園（１号）	440	76	-	-	-	516
			私学助成を受ける幼稚園	1,292	221	-	-	-	1,513
		地域型保育事業		-	-	29	130	159	159
		認可外保育施設等		-	145	62	336	398	543
		合計		1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（単位：人）

年度	4月１日の量の見込みと確保方策			１号	２号	３号			合計
				３～５歳	３～５歳	０歳	１～２歳	小計	
令和６（２０２４）	量の見込み			1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424
	確保方策	教育保育施設		1,594	2,056	160	1,007	1,167	4,817
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,766	160	1,007	1,167	2,933
			幼稚園・認定こども園（１号）	1,017	186	-	-	-	1,203
			私学助成を受ける幼稚園	577	104	-	-	-	681
		地域型保育事業		-	-	29	130	159	159
		認可外保育施設等		-	66	67	315	382	448
		合計		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424
令和７（２０２５）	量の見込み			1,472	2,114	262	1,530	1,792	5,378
	確保方策	教育保育施設		1,472	2,132	170	1,038	1,208	4,812
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,850	170	1,038	1,208	3,058
			幼稚園・認定こども園（１号）	1,037	199	-	-	-	1,236
			私学助成を受ける幼稚園	435	83	-	-	-	518
		地域型保育事業		-	-	29	130	159	159
		認可外保育施設等		-	0	63	362	425	425
		合計		1,472	2,132	262	1,530	1,792	5,396
令和８（２０２６）	量の見込み			1,361	2,119	268	1,592	1,860	5,340
	確保方策	教育保育施設		1,361	2,244	180	1,141	1,321	4,926
		内訳	保育所・認定こども園（２・３号）	-	1,970	180	1,141	1,321	3,291
			幼稚園・認定こども園（１号）	850	172	-	-	-	1,022
			私学助成を受ける幼稚園	511	102	-	-	-	613
		地域型保育事業		-	-	29	130	159	159
		認可外保育施設等		-	0	59	321	380	380
		合計		1,361	2,244	268	1,592	1,860	5,465

※令和４(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（１号）を利用する新２号認定の児童数を２号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合 （各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	１号（３～５歳）	２号（３～５歳）	３号（０歳）	３号（１～２歳）	３号（合計）
令和４(2022)年４月	44.0	50.7	20.2	53.2	42.8
令和５(2023)年４月	41.9	51.9	20.6	55.6	44.1
令和６(2024)年４月	39.9	53.1	21.0	57.8	45.8
令和７(2025)年４月	37.9	54.4	21.5	60.0	47.5
令和８(2026)年４月	35.8	55.7	21.9	62.4	49.3

オ　認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

＜認定こども園設置数＞　（単位：施設数（園））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2026)年度	令和３(20221)年度実績
認定こども園	18	20	22	24	14
（うち幼保連携型）	5	5	6	7	5

カ　認可保育所等の受入枠の拡大（川崎市保育所等整備計画）

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、市有地活用や民有地活用、民間事業者活用、鉄道事業者活用などの多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

（※）整備手法について

市有地活用型・・・・・社会福祉法人等に市有地を貸し付け、当該法人が保育所を整備するもの

民有地活用型・・・・・社会福祉法人等が用地を確保し、当該法人が保育所を整備するもの

民間事業者活用型・・・保育事業者が賃貸物件を確保し、物件内部を改修することにより保育所を整備するもの

鉄道事業者活用型・・・鉄道事業者が鉄道用地等に建物を整備の上、鉄道事業者が調整した保育事業者に物件を賃貸し、保育事業者が内部を改修することにより保育所を整備するもの

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞　（単位：人数（人））

区　域	令和４(2022)年度整備	令和５(2023)年度整備	令和６(2024)年度整備	令和７(2025)年度整備	４か年度合計	令和２(2020)年度実績
全　市	635	570	570	570	2,345	1,200
川崎区	0	0	60	70	130	180
幸　区	275	120	120	120	635	160
中原区	▲95	60	70	60	95	380
高津区	70	120	130	60	380	160
宮前区	205	60	60	70	395	160
多摩区	60	140	70	130	400	160
麻生区	120	70	60	60	310	0

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します。

【令和５（2023）年４月に向けた受入枠の拡大（令和４（2022）年度整備）】

事　業　名	整備区分	定　員	整備手法
ひらま・ひらま乳児保育園移築 （中原区⇒幸区）	新築	60 人増 （95 人⇒155 人）	民間保育所移築
坂戸保育園増改築 （高津区）	増改築	10 人増 （90 人⇒100 人）	民間保育所増改築
みやざき保育園増改築 （宮前区）	増改築	25 人増 （155 人⇒180 人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540 人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	635 人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	332 人		
受入枠拡大　合計	967 人		
事業費（概算）	1,602 百万円		

【令和６（2024）年４月に向けた受入枠の拡大（令和５（2023）年度整備）】

事　業　名	整備区分	定　員	整備手法
ひばり保育園増改築 （多摩区）	増改築	10 人増 （120 人⇒130 人）	民間保育所増改築
南いくた保育園増改築 （多摩区）	増改築	10 人増 （90 人⇒100 人）	民間保育所増改築
社会福祉法人横浜悠久会白鳥保育園増改築 （麻生区）	増改築	10 人増 （120 人⇒130 人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540 人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570 人		
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	278 人		
受入枠拡大　合計	848 人		
事業費（概算）	1,823 百万円		

【令和７（2025）年４月に向けた受入枠の拡大（令和６（2024）年度整備）】

事　業　名	定　員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570 人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	248 人
受入枠拡大　合計	818 人
事業費（概算）	2,076 百万円

【令和８（2026）年４月に向けた受入枠の拡大（令和７（2025）年度整備）】

事　業　名	定　員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570 人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	199 人
受入枠拡大　合計	769 人
事業費（概算）	2,060 百万円

（６）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア　妊婦健康診査

施策の方向性　Ⅰ　「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　策　２　「子どものすこやかな成長の促進」
事　　　　業（１）妊婦・乳幼児健康診査事業
　　　　　　② 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	● 実績と同程度の量を見込んでいるため現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数（回）、※2 人数（人）、※3 件数（件））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み※1	142,335	146,343	147,134	148,243	-
確保方策※1	142,335	146,343	147,134	148,243	155,597
（参考）推計出生数※2	11,686	12,015	12,080	12,171	12,939
（参考）推計妊娠届出数※3	12,270	12,616	12,684	12,780	13,452

イ　乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性　Ⅰ「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　策　２「子どものすこやかな成長の促進」
事　　　　業（２）母子保健指導・相談事業
　　　　　　　④ 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ●**新生児訪問**　原則生後６０日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ●**こんにちは赤ちゃん訪問**　概ね生後 4 か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	０歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	● こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 68 人（令和３(2021)年４月１日現在） 登録訪問員登録数 835 人（令和３(2021)年４月１日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター

（単位：訪問件数（件））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	1,345	1,351	1,359	1,371	-
	確保方策	1,345	1,351	1,359	1,371	1,463
幸区	量の見込み	1,468	1,587	1,599	1,603	-
	確保方策	1,468	1,587	1,599	1,603	1,549
中原区	量の見込み	2,307	2,415	2,445	2,490	-
	確保方策	2,307	2,415	2,445	2,490	2,493
高津区	量の見込み	1,664	1,642	1,642	1,647	-
	確保方策	1,664	1,642	1,642	1,647	1,807
宮前区	量の見込み	1,548	1,523	1,521	1,519	-
	確保方策	1,548	1,523	1,521	1,519	1,653
多摩区	量の見込み	1,561	1,652	1,669	1,685	-
	確保方策	1,561	1,652	1,669	1,685	1,748
麻生区	量の見込み	1,116	1,147	1,148	1,150	-
	確保方策	1,116	1,147	1,148	1,150	1,181
全市	量の見込み	11,008	11,318	11,385	11,465	-
	確保方策	11,008	11,318	11,385	11,465	11,894

ウ　子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性　Ⅲ「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
施　　　　　策　７「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
事　　　　　業（１）児童虐待防止対策事業
　　　　　　　　④ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則７日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	現在の実施体制になった平成 29（2017）年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	● ２か所の乳児院、４か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイステイを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	3,650	3,700	3,750	3,800	-
確保方策	3,650	3,700	3,750	3,800	2,703

エ　養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（ア）専門的相談支援

施策の方向性　Ⅰ　「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　　策　２　「子どものすこやかな成長の促進」
事　　　　　業（２）母子保健指導・相談事業
　　　　　　　⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	2,077	2,097	2,129	2,176	-
確保方策	2,077	2,097	2,129	2,176	1,966

（イ）育児・家事援助

施策の方向性　Ⅲ　「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
施　　　　　策　７　「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
事　　　　　業（２）児童相談所運営事業
　　　　　　　① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	今後も児童虐待相談・通告件数の増加が見込まれ、要支援家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、要支援家庭等の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	66	90	114	138	-
確保方策	66	90	114	138	3

（ウ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性　Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
施　　　　策　７ 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
事　　　　業（１）児童虐待防止対策事業
　　　　　　　　② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	810	860	910	960	-
確保方策	810	860	910	960	710

オ　病児・病後児保育事業

施策の方向性　Ⅱ「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　策　５「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　業（５）認可外保育施設等支援事業
　　　　　　　③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	● 各区１か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	927	896	872	861	-
	確保方策	927	896	872	861	230
幸区	量の見込み	971	971	975	976	-
	確保方策	971	971	975	976	190
中原区	量の見込み	1,173	1,154	1,139	1,141	-
	確保方策	1,173	1,154	1,139	1,141	355
高津区	量の見込み	790	758	728	708	-
	確保方策	790	758	728	708	264
宮前区	量の見込み	1,043	994	957	929	-
	確保方策	1,043	994	957	929	200
多摩区	量の見込み	1,450	1,430	1,425	1,418	-
	確保方策	1,450	1,430	1,425	1,418	331
麻生区	量の見込み	640	625	618	612	-
	確保方策	640	625	618	612	167
全市	量の見込み	6,994	6,828	6,714	6,645	-
	確保方策	6,994	6,828	6,714	6,645	1,737

カ　利用者支援事業

（ア）基本型

施策の方向性　Ⅰ　「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　　策　１　「子育てを社会全体で支える取組の推進」
事　　　　　業（４）地域子育て支援事業
　　　　　　　　①　地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
幸区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
高津区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
宮前区	量の見込み	0	1	1	1	-
	確保方策	0	1	1	1	0
多摩区	量の見込み	0	0	1	1	-
	確保方策	0	0	1	1	0
麻生区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
全市	量の見込み	2	3	4	4	-
	確保方策	2	3	4	4	0

（イ）特定型

施策の方向性　Ⅱ「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　　策　５「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（１）待機児童対策事業
① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター７か所及び川崎区の健康福祉ステーション２か所の合計９か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

（ウ）母子保健型

施策の方向性　Ⅰ　「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　　策　２　「子どものすこやかな成長の促進」
事　　　　　業（２）母子保健指導・相談事業
　　　　　　　　②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、保健師や母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける各区地域みまもり支援センター等で、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター７か所及び川崎区の健康福祉ステーション２か所の合計９か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	－
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	－
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	－
	確保方策	9	9	9	9	9

キ　延長保育事業

施策の方向性　Ⅱ「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　　策　５「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（３）民間保育所運営事業
　　　　　　　　③ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和３（2021）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	1,698	1,703	1,719	1,749	-
	確保方策	1,698	1,703	1,719	1,749	762
幸区	量の見込み	1,586	1,591	1,606	1,633	-
	確保方策	1,586	1,591	1,606	1,633	768
中原区	量の見込み	3,466	3,476	3,510	3,571	-
	確保方策	3,466	3,476	3,510	3,571	1,666
高津区	量の見込み	2,387	2,394	2,417	2,459	-
	確保方策	2,387	2,394	2,417	2,459	1,185
宮前区	量の見込み	2,029	2,035	2,055	2,091	-
	確保方策	2,029	2,035	2,055	2,091	936
多摩区	量の見込み	1,999	2,005	2,025	2,061	-
	確保方策	1,999	2,005	2,025	2,061	1,003
麻生区	量の見込み	1,081	1,084	1,094	1,113	-
	確保方策	1,081	1,084	1,094	1,113	573
全市	量の見込み	14,246	14,288	14,426	14,677	-
	確保方策	14,246	14,288	14,426	14,677	6,893

ク　放課後児童健全育成事業

施策の方向性　Ⅰ「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　策　２「子どものすこやかな成長の促進」
事　　　　業（６）わくわくプラザ事業
　　　　　　①わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計
確保方策の考え方	● 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 ● 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

（単位：対象児童の数（人））

区域			令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年４月実績
川崎区	量の見込み		1,376	1,485	1,588	1,665	-
		小学校１年生	501	543	585	615	-
		小学校２年生	486	523	557	587	-
		小学校３年生	263	286	304	315	-
		小学校４年生	86	93	98	103	-
		小学校５年生	26	26	28	29	-
		小学校６年生	14	14	16	16	-
	確保方策		1,376	1,485	1,588	1,665	1,141
幸区	量の見込み		1,384	1,570	1,776	1,945	-
		小学校１年生	588	672	760	829	-
		小学校２年生	438	497	564	620	-
		小学校３年生	252	283	321	352	-
		小学校４年生	73	82	92	102	-
		小学校５年生	24	26	29	32	-
		小学校６年生	9	10	10	10	-
	確保方策		1,384	1,570	1,776	1,945	1,163
中原区	量の見込み		1,934	2,150	2,350	2,525	-
		小学校１年生	813	902	976	1,048	-
		小学校２年生	649	728	803	865	-
		小学校３年生	322	357	392	421	-
		小学校４年生	108	120	130	143	-
		小学校５年生	32	32	37	36	-
		小学校６年生	10	11	12	12	-
	確保方策		1,934	2,150	2,350	2,525	1,636

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年４月実績
高津区	量の見込み	1,838	1,997	2,161	2,300	-
	小学校１年生	784	854	925	987	-
	小学校２年生	599	653	708	754	-
	小学校３年生	302	327	354	378	-
	小学校４年生	107	116	122	129	-
	小学校５年生	33	33	38	38	-
	小学校６年生	13	14	14	14	-
	確保方策	1,838	1,997	2,161	2,300	1,431
宮前区	量の見込み	1,658	1,821	1,967	2,102	-
	小学校１年生	700	767	829	884	-
	小学校２年生	491	538	586	630	-
	小学校３年生	282	310	335	355	-
	小学校４年生	140	153	164	177	-
	小学校５年生	33	41	41	44	-
	小学校６年生	12	12	12	12	-
	確保方策	1,658	1,821	1,967	2,102	1,292
多摩区	量の見込み	1,304	1,430	1,535	1,651	-
	小学校１年生	533	584	630	680	-
	小学校２年生	391	432	464	498	-
	小学校３年生	247	268	290	308	-
	小学校４年生	89	98	102	113	-
	小学校５年生	34	37	38	41	-
	小学校６年生	10	11	11	11	-
	確保方策	1,304	1,430	1,535	1,651	1,062
麻生区	量の見込み	965	978	986	994	-
	小学校１年生	398	406	408	412	-
	小学校２年生	278	280	282	282	-
	小学校３年生	183	188	190	192	-
	小学校４年生	67	66	68	70	-
	小学校５年生	28	27	29	29	-
	小学校６年生	11	11	9	9	-
	確保方策	965	978	986	994	791

全市域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年４月実績
全市	量の見込み	10,459	11,431	12,363	13,182	-
	小学校１年生	4,317	4,728	5,113	5,455	-
	小学校２年生	3,332	3,651	3,964	4,236	-
	小学校３年生	1,851	2,019	2,186	2,321	-
	小学校４年生	670	728	776	837	-
	小学校５年生	210	222	240	249	-
	小学校６年生	79	83	84	84	-
	確保方策	10,459	11,431	12,363	13,182	8,516

ケ　地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性　Ⅰ「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　策　１「子育てを社会全体で支える取組の推進」
事　　　　業（４）地域子育て支援事業
①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	●　地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ●　保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	22,111	21,266	20,240	19,334	-
	確保方策	22,111	21,266	20,240	19.334	18,492
幸区	量の見込み	22,098	21,258	20,226	19,326	-
	確保方策	22,098	21,258	20,226	19,326	14,557
中原区	量の見込み	29,870	28,741	27,341	26,127	-
	確保方策	29,870	28,741	27,341	26,127	16,859
高津区	量の見込み	25,951	24,975	23,754	22,697	-
	確保方策	25,951	24,975	23,754	22,697	19,451
宮前区	量の見込み	30,462	29,310	27,882	26,643	-
	確保方策	30,462	29,310	27,882	26,643	19,963
多摩区	量の見込み	20,463	19,678	18,735	17,891	-
	確保方策	20,463	19,678	18,735	17,891	16,138
麻生区	量の見込み	16,164	15,557	14,802	14,142	-
	確保方策	16,164	15,557	14,802	14,142	11,723
全市	量の見込み	167,119	160,785	152,980	146,160	-
	確保方策	167,119	160,785	152,980	146,160	117,183

コ　一時預かり事業

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（６）幼児教育推進事業
　　　　　　　　①　幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	38,920	41,048	42,834	45,650	-
	確保方策	38,920	41,048	42,834	45,650	25,131
幸区	量の見込み	37,467	39,352	41,792	43,292	-
	確保方策	37,467	39,352	41,792	43,292	22,903
中原区	量の見込み	50,632	51,601	52,501	53,770	-
	確保方策	50,632	51,601	52,501	53,770	31,718
高津区	量の見込み	41,704	41,959	41,467	41,069	-
	確保方策	41,704	41,959	41,467	41,069	27,609
宮前区	量の見込み	59,985	63,064	66,105	69,335	-
	確保方策	59,985	63,064	66,105	69,335	37,696
多摩区	量の見込み	34,320	35,364	36,845	37,329	-
	確保方策	34,320	35,364	36,845	37,329	21,011
麻生区	量の見込み	39,616	41,676	43,940	46,459	-
	確保方策	39,616	41,676	43,940	46,459	25,510
全市	量の見込み	302,644	314,064	325,484	336,904	-
	確保方策	302,644	314,064	325,484	336,904	191,579

（イ）保育所における一時預かり

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（３）民間保育所運営事業
　　　　　　　　　②　一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週３日以内又は月６４時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和３（2021）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和４（2022）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	8,773	8,483	8,260	8,151	-
	確保方策	8,773	8,483	8,260	8,151	7,994
幸区	量の見込み	12,558	12,561	12,617	12,630	-
	確保方策	12,558	12,561	12,617	12,630	10,322
中原区	量の見込み	21,626	21,212	20,855	20,586	-
	確保方策	21,626	21,212	20,855	20,586	16,356
高津区	量の見込み	14,884	14,281	13,715	13,345	-
	確保方策	14,884	14,281	13,715	13,345	12,766
宮前区	量の見込み	14,603	13,914	13,400	12,996	-
	確保方策	14,603	13,914	13,400	12,996	11,147
多摩区	量の見込み	15,766	15,549	15,495	15,422	-
	確保方策	15,766	15,549	15,495	15,422	12,500
麻生区	量の見込み	10,744	10,500	10,376	10,279	-
	確保方策	10,744	10,500	10,376	10,279	9,038
全市	量の見込み	98,954	96,500	94,718	93,409	-
	確保方策	98,954	96,500	94,718	93,409	80,123

サ　ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性　Ⅰ「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
施　　　　策　１「子育てを社会全体で支える取組の推進」
事　　　　業（４）地域子育て支援事業
　　　　　② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
川崎区	量の見込み	1,579	1,527	1,486	1,467	-
	確保方策	1,579	1,527	1,486	1,467	985
幸区	量の見込み	1,565	1,566	1,573	1,574	-
	確保方策	1,565	1,566	1,573	1,574	1,098
中原区	量の見込み	4,777	4,696	4,636	4,645	-
	確保方策	4,777	4,696	4,636	4,645	2,431
高津区	量の見込み	1,123	1,077	1,034	1,007	-
	確保方策	1,123	1,077	1,034	1,007	629
宮前区	量の見込み	984	937	903	875	-
	確保方策	984	937	903	875	969
多摩区	量の見込み	1,702	1,679	1,673	1,665	-
	確保方策	1,702	1,679	1,673	1,665	1,149
麻生区	量の見込み	1,793	1,752	1,731	1,715	-
	確保方策	1,793	1,752	1,731	1,715	1,031
全市	量の見込み	13,523	13,234	13,036	12,948	-
	確保方策	13,523	13,234	13,036	12,948	8,292

シ　実費徴収に係る補足給付を行う事業

（ア）教材費・行事費等補助

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　業（３）民間保育所運営事業
① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	70	70	70	70	-
確保方策	70	70	70	70	54

（イ）給食費（副食費）補助

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　業（６）幼児教育推進事業
③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収３６０万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	546	496	451	410	-
確保方策	546	496	451	410	534

ス　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（ア）新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」
施　　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（３）民間保育所運営事業
①　民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	4	3	2	1	-
確保方策	4	3	2	1	

（イ）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性　Ⅱ　「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
施　　　　　策　５　「質の高い保育・幼児教育の推進」
事　　　　　業（６）幼児教育推進事業
③　幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としておりますが、多様な保育ニーズの増加を考慮すると利用者は横ばいで推移するものと見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

（単位：年間利用人数（人））

全市域	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和２(2020)年度実績
量の見込み	171	171	171	171	-
確保方策	171	171	171	171	0

２　放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

（１）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内１１４校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

（２）取組の考え方

ア　放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ　小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う３５人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（ア）余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

（イ）放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時

間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ　学校との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ　特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ　放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後６時まで、土曜日は午前８時３０分から午後６時まで、土曜日以外の学校休業日は午前８時から午後６時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後６時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後７時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ　子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ　放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。

また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

（３）放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア　放課後児童健全育成事業

２５６頁の「ク　放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ　放課後子供教室

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和４ (2022)年度	令和５ (2023)年度	令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度
目標事業量	114	114	114	114
確保事業量	114	114	114	114

３　代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

（川崎市社会的養育推進計画）

（１）概要

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30(2018)年７月６日子発 0706 第１号。以下「計画策定要領」という）」を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

（２）基本的な考え方

本計画では次の３つを基本的な考え方として施策を展開します。

≪基本的な考え方Ⅰ≫

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につながっていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

≪基本的な考え方Ⅱ≫

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

≪基本的な考え方Ⅲ≫

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

（３）「量の見込みと確保方策」について

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30 年７月６日子発 0706 第１号）に基づき、令和 11（2029）年度を終期とし、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度の各期に区分して策定し、令和６（2024）年度及び各期の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直し行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和２（2020）年２月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和２（2020）年度から令和３（2021）年度を第１期としており、今回の「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において社会的養育推進計画の見直しを行い、令和４（2022）年度から令和 11（2029）年度までの要保護児童の養育体制の量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和６（2024）年度中には国が示した計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

（４）　代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保

ア　代替養育を必要とする児童数の見込み

（ア）代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和 11（2029）年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計　（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
児童人口	252,839	251,385	250,295	249,221	248,451	248,256	247,686	247,427
児童人口に対する措置率	0.164%	0.168%	0.172%	0.176%	0.180%	0.184%	0.188%	0.193%
措置率増加率	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%
縁組成立控除前措置児童数	414	422	430	438	447	456	465	477
措置児童数	407	415	423	431	440	448	456	467

※ 措置率増加率について、令和４(2022)年度以降は平成２９(2017)年度から令和元(2019)年度の対前年増加率の３か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）　（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
就学前児童（3歳未満）	49	49	51	52	53	54	54	56
（里親等委託率対象児童数）	49	49	51	52	53	54	54	56
就学前児童（3歳以上）	59	61	62	63	64	65	67	68
（里親等委託率対象児童数）	53	55	56	57	58	59	61	62
就学児童	299	305	310	316	323	329	335	343
（里親等委託率対象児童数）	254	260	265	271	278	284	290	298
合計	407	415	423	431	440	448	456	467
（里親等委託率対象児童数）	356	364	372	380	389	397	405	416

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

（イ）里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。
本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性がある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性がある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
就学前児童（3歳未満）	32	36	38	40	40	41	41	43
就学前児童（3歳以上）	34	39	42	43	44	44	46	47
就学児童	108	111	113	116	122	130	136	142
計	174	186	193	199	206	215	223	232

イ　代替養育の確保方策

ア（ア）及び（イ）で示したとおり、代替養育を必要とする児童は増加傾向で推移することが見込まれますので、そうした状況にあっても全ての代替養育を必要とする児童を確実に受け入れることができる代替養育体制を確保することが必要です。本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で代替養育体制を確保することとし、里親等の一層の確保を目指すとともに、専門的支援を担う施設についても引き続き必要な定員数を確保していきます。

（ア）代替養育（里親等）の確保方策

代替養育を担う里親等について、本市では養育里親及び養子縁組里親のフォスタリング機関を設置しそれぞれの種別ごとに登録者の確保、児童の委託及び支援体制の充実を図り、安心して養育ができる環境を整備した上で確保方策を定めました。
里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。
ア(イ)で示した里親等への委託可能性がある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。また、あわせて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、実施者が養育里親であることを要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設を目指していきます。

■代替養育（里親等）の確保方策

（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
養育里親	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム（定員数）	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	224	239	254	275	292	309	326	349

（イ）代替養育（施設等）の確保方策

代替養育を担う施設等の定員について、施設種別ごとに確保方策を定めました。

施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。

一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育（施設等）の確保方策　（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
児童養護施設	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	66	66	66
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	50	45	40	35	30	25	24	24
計（児童養護施設・乳児院）	309	304	299	294	295	290	289	289
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所（県施設等）	12	12	12	12	12	12	12	12
計(専門的施設)	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	373	368	363	358	359	354	353	353

（５）児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

ア　児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」こととされています。

本市においても、児童福祉法の趣旨に鑑み、家庭環境での代替養育を一層推進していくため、計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、児童の最善の利益の観点から特別養子縁組につなげていくこと、養子縁組里親へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況について正しく理解をしてもらうこと、併せて養子縁組成立後の支援体制の充実に向けた取組を進めることが必要です。

このため、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

イ　児童の権利擁護の推進

児童福祉法の原則により、児童の権利擁護の観点から、代替養育を受ける児童の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を行う者が、児童の生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

また、里親や施設職員の権利擁護に対する情報提供や研修の実施、すべての代替養育を受ける児童に対する子どもの権利ノートの配布など、代替養育を受ける児童の権利養護を推進していきます。

ウ　里親やファミリーホームへの児童の委託推進と支援体制の充実

（ア）里親の登録者数の確保

様々な事情により実親の家庭で養育を受けることができない児童については、児童福祉法第３条の２の規定による家庭養育の推進の趣旨を踏まえ、里親委託につなげていくことも重要な選択肢の一つとなります。

児童相談所が支援する児童のうち、里親委託が適切な児童を確実につなげていくためには、養育里親及び養子縁組里親双方とも、現在の登録数では不十分であることから、フォスタリング機関を中心として里親制度の普及啓発や、説明会の開催など、登録者数の確保に向けた取組を推進していきます。

（イ）「養子縁組里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

特別養子縁組は、養子となる児童の保護者（生みの親）との法的な親子関係を解消し、家庭裁判所の決定を経て実子と同じ親子関係を結ぶ制度であり、児童にとっては大変重要な決定となることから、縁組につなげる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

調査の結果、特別養子縁組が最適であると考えられる児童については、児童にとって最適な養育者に委託することができるよう一時保護や措置入所により乳幼児の養育支援を担う乳児院や関係機関と適切に連携を図りながら、新たな養育者とのマッチングを慎重に進めることが重要です。

また、本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあります。

特別養子縁組は実子と同じ親子関係を結ぶという大変重要な意思決定であることを鑑み、「養子縁組里親」へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。

そのため、養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者及び地域の関係機関が連携しながら支援体制の充実に向けた取組を推進していきます。

（ウ）「養育里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

代替養育を必要とする児童の措置先を決定する際には、児童・保護者の意向や状況把握を丁寧に行うとともに、「養育里親」への委託が適切と考えられる場合には、保護者から同意を得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

また、委託期間について、最長で 20 歳までと長期にわたることもあるため、様々な背景がある児童の養育にあたっては、里親会、里親ピアサポート事業受託者、乳児院や児童養護施設、保育所、幼稚園、学校等の地域の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援することが重要であり、今後も関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図ることが必要です。

今後は、保護者への丁寧な説明の実施や関係機関と連携を図りながら、児童の状況に合った「養育里親」へ措置を行うとともに、その後の児童及び里親への支援の充実を推進していきます。

（エ）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実

「養育里親」等が運営する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、家庭環境で専門的な養育を行うことが可能な重要な代替養育の担い手であることから、事業の充実を図ることが必要です。

今後は、ファミリーホームと関係機関との連携体制の強化を図るとともに、ファミリーホームの開設に向けた支援を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
養育里親	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	7	7	7	7	7	8	9	10
親族里親	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	14	15	17	20	23	23	23	29
計（里親等）	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
就学前児童（3歳未満）	31	35	38	39	40	40	41	43
就学前児童（3歳以上）	29	33	36	40	44	44	46	47
就学児童	69	74	81	91	101	114	124	141
計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等委託率の見込み

（単位：%）

年度	第2期				第3期			
	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和１０(2028)年度	令和１１(2029)年度
就学前児童（3歳未満）	63	71	75	75	76	76	76	76
就学前児童（3歳以上）	55	60	64	70	76	75	75	76
就学児童	29	30	32	35	38	42	45	50
計	36	39	41	44	47	49	52	55

※　里親等委託率とは、国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

エ　施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士、心理療法担当職員等の専門職が配置され、複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

特に本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員をより多く配置し、家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めていますが、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が見られます。職員の確保、育成、定着の円滑なサイクルを作り出し、安定した施

設運営を行っていくため、職員の処遇改善や、職員配置の見直し等を適宜行いながら、必要な定員数を確保していきます。

また、本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図っていきます。

その他、児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設（児童養護施設の分園）の設置を促進するとともに、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠を一時保護委託やショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。

オ　児童への措置解除に向けた支援（社会的養護自立支援の推進）

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として１８歳まで（措置延長により２０歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められます。

代替養育を受ける高校生へのアンケート調査結果からは、卒業後の進路が決まっていたり方向性を考えられていたりする方も多くいる一方で、施設等を退所後の進路について明確なイメージを持てなかったり、関心がある仕事があっても自分にできるのか、また、どうすればその仕事に就けるのかなどの悩みを抱えていたりする方も少なくない状況にあります。

こうしたことから、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、行政のほか、児童が所属する学校等と施設が密に連携を図り、児童一人ひとりの成長や課題に配慮しながら、将来の自立に資する適切な内容の支援を、幼児期や就学期などそれぞれの時期において行うほか、進路の選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援及び児童の個性に応じた学習支援等を児童自らが選択し、活用できるよう推進します。

また、代替養育を受けている児童は、措置解除とともに生活環境が大きく変わることから、今後も措置解除後も様々な相談支援を受けることができる体制を確保していきます。

（６）児童相談所における専門的支援の推進

ア　児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成２８(2016)～令和２(2020)年の５年間で約１．７倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。

国は平成３０(2018)年１２月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を着実に配置し、児童家庭相談体制の強化を図るとともに、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身につけるため、様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

イ　一時保護体制強化に向けた取組の推進

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。今後、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。

また、一時保護は児童を一時的に家庭における養育環境から離す行為であり、児童にとっては養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うおそれがあることから、児童の心身の安定化を図り、安心

感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図っていきます。

（７）地域における相談支援の推進

ア　児童家庭相談支援機能の充実

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、各区役所地域みまもり支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施しているところですが、区役所における児童虐待相談・通告件数が増加傾向にあるなど専門性の高い支援ニーズが高まっている状況にあるため、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援につなげていくことのできるよう、国が示す「子ども家庭総合支援拠点（地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点）」を各区に設置し、児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

イ　母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の充実

貧困やＤＶ被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。

母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行います。

ウ　児童家庭支援センターによる支援の推進

本市では、乳児院・児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、心理療法担当職員等の専門職が児童の養育に不安を抱える家庭の相談支援を行っています。

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

第7章

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

計画の推進に向けて

１　計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

家庭の役割

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々とがつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることができる子育てをすることが期待されています。

子ども・若者に関わる施設の役割

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

地域の役割

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、ＮＰＯ、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

企業の役割

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

行政の役割

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

２　計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、こども未来局を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、有識者、事業者代表、労働者代表、子育て支援従事者や市民委員等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（１）第４章について

第４章の進行管理にあたっては、市総合計画第３期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置づけた３つの施策の方向性や９つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

■PDCA サイクルの実施

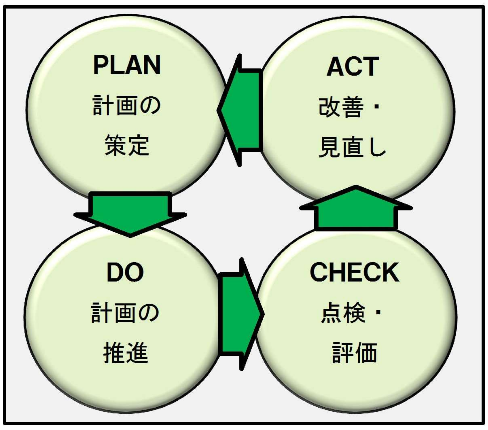

（２）第５章及び第６章について

第５章については、第４章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第６章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第４章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

３　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（１）川崎市こども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進をするため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（２）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

資料編

1　計画策定の経過等

（１）検討経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

＜川崎市子ども・子育て会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和３年４月２８日	第１回子ども・子育て会議 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定に向けた基本方針について 第１回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の実施結果について 第１回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査の実施について
令和３年７月２８日	第２回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査の報告について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市社会的養育推進計画令和２年度点検・評価について ・川崎市子ども・若者の未来応援プラン令和２年度点検・評価について
令和３年８月３０日	第３回子ども・子育て会議計画推進部会 ・川崎市子ども・若者調査について
令和３年９月１７日	第２回子ども・子育て会議子ども・子育て支援推進部会 ・川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査結果（概要）及び次期自立促進計画策定における取組の方向性について
令和３年１０月１日	第４回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和３年１０月１８日	第５回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和３年１２月７日	第２回子ども・子育て会議 ・川崎市社会的養育に関するアンケート調査結果について ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和４年１月１７日	第６回子ども・子育て会議計画推進部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について

＜川崎市こども施策庁内推進本部会議＞

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和３年７月１４日	第１回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」の年度評価について ・就学前児童数の将来人口推計の見直しについて ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和３年７月２０日	第３回こども施策庁内推進本部会議 ・川崎市子ども・若者調査の結果について
令和３年８月１９日	第3回川崎市こども施策庁内推進本部会議こども安全推進部会 ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書について
令和３年8月２４日	第２回こども施策庁内推進本部会議 ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」の年度評価について ・「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書について
令和３年１０月8日	第２回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和３年１０月２２日	第3回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和３年１１月１６日	第３回こども施策庁内推進本部会議 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（素案）」の策定について
令和４年1月1９日	第４回こども施策庁内推進本部会議検討部会合同部会 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について
令和４年2月1日	第４回こども施策庁内推進本部会議 ・「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（案）」の策定について

（2）川崎市子ども・子育て会議委員名簿

（五十音順・敬称略）

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	◆	青木　千恵	市民委員	公募委員
	■	一瀬　早百合	有識者	和光大学　副学長／現代人間学部　　教授
	■	稲富　正行	労働団体	川崎地域連合　副議長／富士通労働組合プロダクトグループ　サブグループ長
	★	岩堀　誠	市民委員	公募委員
	◆	大野　伸之	子育て支援従事者	川崎西部地域療育センター　地域支援課長
	◆	奥村　尚三	保育	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会　施設部会保育協議会会長
	★	河村　麻莉子	子育て支援従事者	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満　理事
○	■ ◆	佐藤　康富	有識者	東京家政大学家政学部児童学科／東京家政大学短期大学部保育課　教授
	■	柴田　頼子	有識者	学校法人鷗友学園　特別顧問
	◆	鈴木　伸司	教育	公益社団法人　川崎市幼稚園協会　会長
	◆	関　和子	有識者	ＮＰＯ法人　グローイン・グランマ　代表
	◆	関口　博仁	医療	公益社団法人川崎市医師会　副会長
	■	丹野　清人	有識者	東京都立大学人文科学研究科　教授
	◆	長南　康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園　顧問
	■ ◆	坪井　葉子	有識者	洗足こども短期大学　幼児教育保育課　教授
	★	豊島　このみ	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会　理事
	★	中山　伸一	事業主代表	川崎商工会議所　顧問
◎	■	村井　祐一	有識者	田園調布学園大学　学部長／人間福祉学部　社会福祉学科教授
	★	森　昭司	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会　会長
	◆	森田　博史	子育て支援従事者	川崎認定保育園協議会　副会長
	■	芳川　玲子	有識者	東海大学　文化社会学部　心理・社会学科　専任教授
	■ ★	吉田　弘道	有識者	専修大学　人間科学部　教授
	★	渡邊　直美	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団　理事長

※1　役職　◎：会長　○：副会長
※2　部会　■：計画推進部会　◆教育・保育推進部会　★子ども・子育て支援推進部会

（３）　会議条例・要綱

■川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）
第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第３項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)　法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理すること。
(2)　認定こども園法第 17 条第３項、第 21 条第２項及び第 22 条第２項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　学識経験者
(2)　法第６条第２項に規定する保護者
(3)　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(4)　事業主を代表する者
(5)　労働者を代表する者
(6)　その他市長が必要と認める者
３　市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）
第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
２　子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第７条　子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
６　部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）
第８条　子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則
この条例は、平成 25 年７月１日から施行する。

附　則（平成 26 年 12 月 18 日条例第 56 号）

（施行期日）

1　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第３項に規定する意見を述べることができる。

附　則（平成 27 年 12 月 17 日条例第 74 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

■川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第１条　子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に　関すること。

（２）青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。

（３）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　推進本部会議は、別表第１に掲げる者をもって構成する。

２　議長は、担当副市長をもって充てる。

３　副議長は、こども未来局長をもって充てる。

４　議長は、会務を総理する。

５　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

６　第１項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第４条　推進本部会議は、議長が招集する。

２　委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第５条　推進本部会議に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第２に掲げる検討部会を置く。

２　各検討部会は、別表第２に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

３　各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

４　各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

５　第２項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

６　各検討部会は、部会長が招集する。

（事務局）

第６条　推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
○	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長　事務局：企画課

別表第２（第５条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会

部会名	検討項目
子育て推進部会	地域子育て支援施策に関すること 保育施策に関すること 幼児教育施策に関すること
こども支援部会	児童養護施策に関すること 母子保健施策に関すること 母子父子寡婦福祉施策に関すること
こども安全推進部会	青少年施策に関すること 子どもの権利施策に関すること こどもの安全に関する総合的施策に関すること

事務局：企画課

（４）　パブリックコメント手続実施結果（概要）

ア　概要

川崎市では、子ども•若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、令和４(2022)年度から４年間を計画期間とする「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。その結果、２５通（意見総数９１件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

イ　意見募集の概要

題名	「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）
意見の募集期間	令和３(2021)年１１月２６日（金）～１２月２７日（月）（32日間）
意見の提出方法	インターネット（フォームメール）、電子メール、ＦＡＸ、郵送、持参
募集の周知方法	◇市ホームページ ◇市政だより（令和３（2021）年１２月号） ◇かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ◇関係施設（地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター）において案内を掲出 ◇各附属機関等での説明　等

ウ　結果の概要

◇意見提出数　２５通（電子メール２２通、ファックス３通）
◇意見件数　　９１件（電子メール８７件、ファックス４件）

項　　目	A	B	C	D	E	件数
(1)理念・基本的な視点等に関すること	1	1	0	2	0	4
(2)施策の方向性Ⅰに関すること	0	1	3	24	0	28
(3)施策の方向性Ⅱに関すること	0	2	0	15	0	17
(4)施策の方向性Ⅲに関すること	4	1	4	6	0	15
(5)子ども•若者を取り巻く個別課題に関すること	0	1	3	13	0	17
(6)教育・保育及び地域子ども•子育て支援事業の量の見込みに関すること	1	0	0	1	0	2
(7)計画（素案）全般に関すること、その他	0	0	0	0	8	8
合　　計	6	6	10	61	8	91

【御意見に対する対応区分】
Ａ：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
Ｂ：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
Ｃ：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
Ｄ：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
Ｅ：その他

エ　意見の内容と対応

「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の内容に対する意見として、趣旨が案に沿ったもののほか、乳幼児健康診査や保育・子育て総合支援センター、児童相談所、児童養護施設の運営における取組の充実を求める御意見等がありましたことから、御意見を踏まえ一部意見を反映し、「第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（案）を策定しました。

２　関係法令等

（１）計画の統合経過

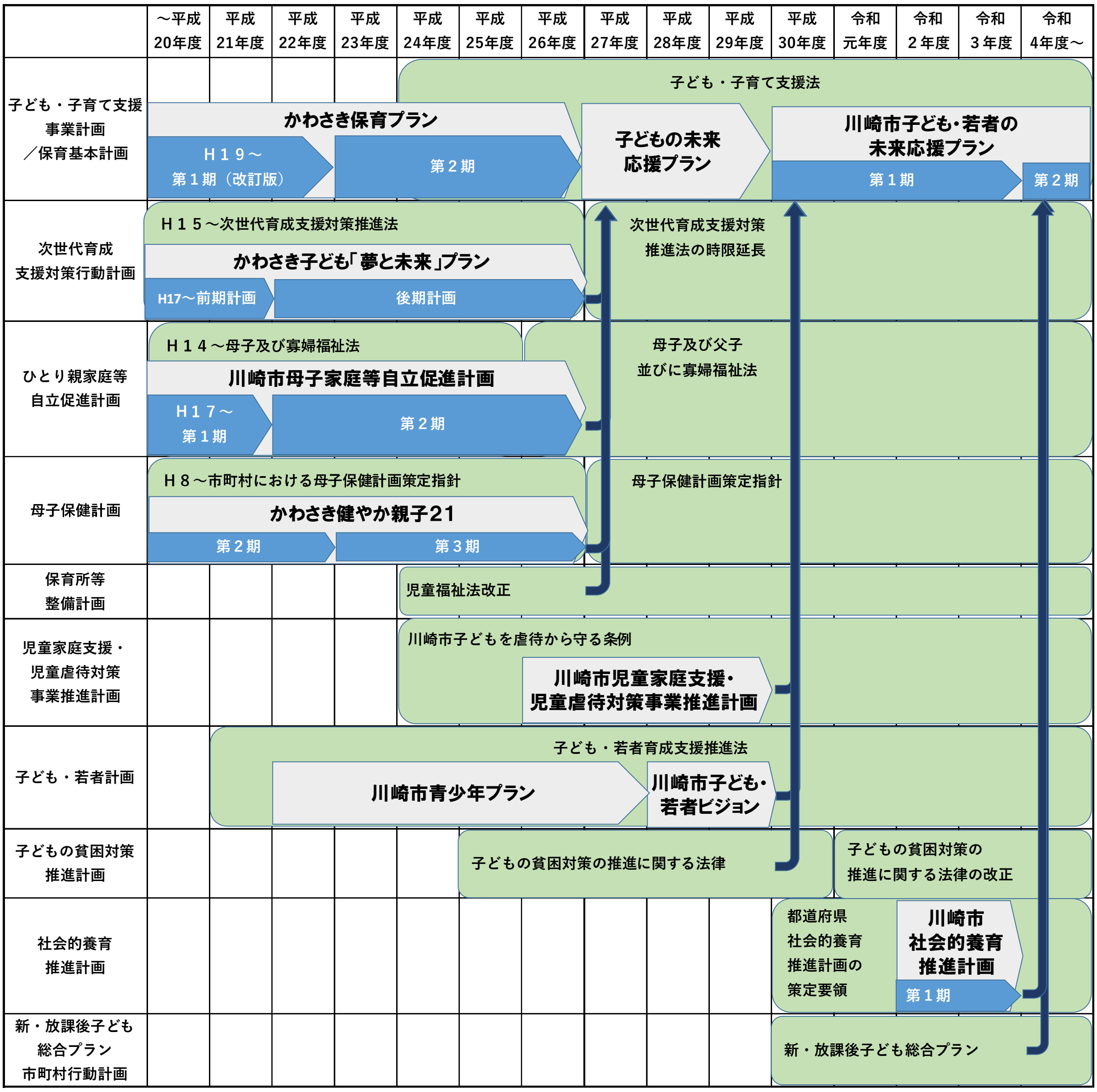

（２）関係法令等の基本理念と計画に関する条文

■子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第２条（基本理念）
子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
一　一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
二　子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
三　子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
四　子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
五　子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
六　教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
七　修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

第９条（都道府県子ども・若者計画等）
都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
２　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第３条（基本理念）
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第８条（市町村行動計画）
市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）

第２条（基本理念）
子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
２　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
３　子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
４　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

第９条（都道府県計画等）
都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
２　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第２条（基本理念）
子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第６１条（市町村子ども・子育て支援事業計画）
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

第２条（基本理念）
全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。
２　寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

第１０条の２（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等）
都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第１１条（基本方針）
厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
２　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
一　母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
二　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
三　都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
四　前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第１２条（自立促進計画）
都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
一　当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
二　当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
三　福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
四　前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

■児童福祉法（抜粋）

第１条（児童の権利）
　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第５６条の４の２（市町村整備計画の作成）
　市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

■川崎市子どもを虐待から守る条例（抜粋）

（基本理念）
第３条　虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。
２　子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。
３　何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。
２　市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
３　市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。
４　市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
５　市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

（３）包含する計画と事務事業

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業		○								
		(2)人権オンブズパーソン運営事業		○								
		(3)男女共同参画事業		○								
		(4)地域子育て支援事業	○	○	○	○	○			○		
		(5)小児医療費助成事業	○	○								
		(6)児童手当支給事業		○								
		(7)児童福祉施設等の指導・監査				○						
		(8)子ども・若者未来応援事業	○									
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	○	○	○	○			○	○		
		(2)母子保健指導・相談事業	○	○	○	○			○	○		
		(3)救急医療体制確保対策事業		○					○			
		(4)青少年活動推進事業	○	○	○							
		(5)こども文化センター運営事業	○	○	○		○					
		(6)わくわくプラザ事業	○	○	○	○	○					○
		(7)青少年教育施設の管理運営事業	○	○								
		(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	○									
		(9)自治推進事業	○									
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	○	○	○							
		(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	○	○	○							
		(3)教職員研修事業			○							
		(4)家庭教育支援事業	○	○					○			
		(5)地域における教育活動の推進事業	○	○	○							
		(6)地域の寺子屋事業	○		○							○
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業		○								
		(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業		○	○		○					
		(3)市営住宅等管理事業		○	○		○					
		(4)魅力的な公園整備事業	○	○								
		(5)公園施設長寿命化事業										
		(6)防犯対策事業	○	○								
		(7)商店街活性化・まちづくり連動事業	○									

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業		○	○	○						
		(2)認可保育所等整備事業		○	○		○	○				
		(3)民間保育所運営事業		○	○	○	○					
		(4)公立保育所運営事業	○		○	○						
		(5)認可外保育施設等支援事業				○						
		(6)幼児教育推進事業			○	○						
		(7)保育士確保対策事業				○						
		(8)保育料対策事業			○	○						
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	○		○							
		(2)きめ細かな指導推進事業		○	○							
		(3)人権尊重教育推進事業	○	○								
		(4)多文化共生教育推進事業	○	○								
		(5)健康教育推進事業	○	○	○							
		(6)健康給食推進事業		○	○				○			
		(7)教育の情報化推進事業	○	○								
		(8)かわさき GIGA スクール構想推進事業	○		○							
		(9)魅力ある高校教育の推進事業	○		○							
		(10)学校教育活動支援事業		○	○							
		(11)特別支援教育推進事業	○	○	○							
		(12)共生・共育推進事業	○	○								
		(13)児童生徒支援・相談事業	○	○	○				○			
		(14)教育機会確保推進事業			○							
		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	○	○								
		(16)就学等支援事業	○	○	○							
		(17)学校安全推進事業	○	○								
		(18)交通安全推進事業	○	○								

施策の方向性	施策	事務事業名	子ども・若者計画	次世代育成支援対策行動計画	子どもの貧困対策推進計画	子ども・子育て支援事業計画	ひとり親家庭等自立促進計画	保育所等整備計画	母子保健計画	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	社会的養育推進計画	新・放課後子ども総合プラン
Ⅲ　支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	○	○	○	○	○		○	○	○	
		(2)児童相談所運営事業	○		○	○			○	○	○	
		(3)里親制度推進事業	○	○	○					○	○	
		(4)児童養護施設等運営事業	○	○	○					○	○	
		(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	○	○	○		○	○			○	
		(6)女性保護事業			○					○		
		(7)子ども・若者支援推進事業	○	○	○					○		
		(8)小児ぜん息患者医療費支給事業										
		(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業										
		(10)災害遺児等援護事業					○					
	8　子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	○		○							
		(2)生活保護業務			○							
		(3)生活困窮者自立支援事業	○		○							
		(4)雇用労働対策・就業支援事業	○		○							
		(5)民生委員児童委員活動育成等事業	○	○								
		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	○									
		(7)更生保護事業	○									
		(8)障害者就労支援事業	○									
		(9)障害者社会参加促進事業	○									
		(10)ひきこもり地域支援事業	○		○							
		(11)精神保健事業	○		○							
	9　障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	○	○								
		(2)障害児施設事業	○	○	○							
		(3)発達障害児・者支援体制整備事業	○	○	○				○			
		(4)地域療育センター等の運営	○	○	○				○			

3　成果指標一覧

施策	名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策1	子どもの権利に関する条例の認知度（子ども） （子どもの権利に関する実態・意識調査）	**52.5%** （令和２（2020）年度）	**55%以上** （令和７（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	R2(2020)の実績を踏まえ、更なる取組を推進することにより、子どもは年約0.5%増、大人は年約2%増を目標値として設定する。
	子どもの権利に関する条例の認知度（大人） （子どもの権利に関する実態・意識調査）	**33.2%** （令和２（2020）年度）	**44%以上** （令和７（2025）年度）	「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	
	ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 （こども未来局調べ）	**8,292人** （令和２（2020）年度）	**12,948人以上** （令和７（2025）年度）	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	第２期子ども・若者の未来応援プランの策定に伴い、見直した就学前児童数の推計値に対して、過去の当該事業の利用率を乗じた値を目標値として設定
	地域子育て支援センター利用者の満足度 ※10点満点 （こども未来局調べ）	**9.0点** （令和元（2019）年度）	**9.1点以上** （令和７（2025）年度）	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とする。
	地域における子育て支援活動の参加数（延べ数） （こども未来局調べ）	**627回** （令和２（2020）年度）	**2,371回以上** （令和７（2025）年度）	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動延べ数	地域で子育てをする家庭を地域住民が支えるための取組として、ボランティア活動の促進に取り組むことにより、過去４年間の実績平均を上回ることを目標とする。
施策2	乳幼児健診の平均受診率 （こども未来局調べ）	**97.8%** （令和２（2020）年度）	**97.8%以上** （令和７（2025）年度）	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢（3～4か月児・１歳６か月児・３歳児）における「（健康診査受診実人数／健康診査対象人数）×100（%）」の平均値	健診の受診により子育て家庭に適切な支援を行うため、受診勧奨に努め、高い受診率を維持することをめざす目標値を設定する。
	子育てが楽しいと思う人の割合 （こども未来局調べ）	**96.9%** （令和２（2020）年度）	**97.8%以上** （令和７（2025）年度）	１歳６か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒の生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。

施策	名称（指標の出典）	現状（直近の実績値）	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策2	わくわくプラザの登録率（こども未来局調べ）	36.2%（令和２（2020）年度）	51%以上（令和７（2025）年度）	わくわくプラザ登録者数／対象児童数×100（%）	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R７（2025）までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
	わくわくプラザ利用者の満足度 ※10点満点（こども未来局調べ）	7.6点（令和元（2019）年度）	8.0点以上（令和７（2025）年度）	「わくわくプラザ利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目（10段階）の平均値	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
	こども文化センターの延べ利用者数（こども未来局調べ）	717,694人（令和２（2020）年度）	1,830,000人以上（令和７（2025）年度）	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数（延べ数）	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（H30（2018））の利用者数と同水準を目標とする。
施策3	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合（全国学力・学習状況調査）【小６】	45%（令和３（2021）年度）	60.0%以上（令和７（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県の平均値（小６：60.9%、中３：36.9%）に近づくことをめざす。
	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（全国学力・学習状況調査）【中３】	31.2%（令和３（2021）年度）	40.0%以上（令和７（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	
	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合（市学習状況調査）【小５】	93.0%（令和２（2020）年度）	94.0%以上（令和７（2025）年度）	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。
	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合（市学習状況調査）【中２】	91.1%（令和２（2020）年度）	93.0%以上（令和７（2025）年度）	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	
	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合（寺子屋事業参加者アンケート）	94.5%（令和２（2020）年度）	95.0%以上（令和７（2025）年度）	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）	H28（2016）までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。
	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合（家庭教育事業参加者アンケート）	83.8%（令和２（2020）年度）	93.0%以上（令和７（2025）年度）	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100（%）	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策	名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策4	住宅に関する市民の満足度 （まちづくり局調べ） ※５年毎の調査	70% （平成30(2018)年度）	80%以上 （令和５（2023）年度）	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で（満足・まあ満足）とした人の割合	本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている（H25）。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
	公園緑地の整備・管理状況についての満足度 （市民アンケート）	56.8% （令和元（2019）年度）	65% （令和７（2025）年度）	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で（満足・やや満足）とした人の割合	多様なニーズを受け止める公園緑地の整備状況の満足度については、社会状況、世代及び個人等によって大きく変化するものであるが、魅力ある公園緑地の整備と効率的・効果的な維持管理の継続により、現状の満足度を上回る目標値とする。
	空き巣等の刑法犯認知件数 （神奈川県警察統計資料）	6,307件 （令和２（2020）年）	8,500件以下 （令和７（2025）年）	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数（年度ではなく暦年）	人口 1,000 人あたりの刑法犯認知件数（H28（2016）時点）が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を設定
施策5	待機児童数 （こども未来局調べ）	０人 （令和３（2021）年４月）	０人 （令和8（2026）年４月）	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年４月の集計値	本市ではH27（2015）年４月、H29（2017）年４月及びR3（2021）年４月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
	認可保育所等利用者の満足度 ※10点満点 （こども未来局調べ）	7.8点 （令和元（2019）年度）	8.4点以上 （令和７（2025）年度）	「保育所等利用者アンケート」（無作為抽出）における各質問項目(10段階)の平均値	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
施策6	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】 （全国学力・学習状況調査）	73% （令和３（2021）年度）	82.0%以上 （令和７（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。 H29（2017）全国学力・学習状況調査においては小学校、中学校ともに全国平均（77.4%、71.0%）を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中３】 （全国学力・学習状況調査）	66% （令和３（2021）年度）	75%以上 （令和７（2025）年度）	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	

施策	名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策6	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小５】 （市学習状況調査）	90.1% （令和２（2020）年度）	94.0%以上 （令和７（2025）年度）	市立校の対象学年全児童の平均値（小学校 5 年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値）	H29（2017）全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均（81.4%、72.2%）を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29（2017）の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。
	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中２】 （市学習状況調査）	80.8% （令和２（2020）年度）	82.0%以上 （令和７（2025）年度）	市立校の対象学年全生徒の平均値（中学校２年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値）	
	支援の必要な児童※の課題改善率（小学校） （教育委員会事務局調べ） ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	90.9% （令和２（2020）年度）	97.0%以上 （令和７（2025）年度）	課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数×100（%）	H29（2017）から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28（2016）の児童支援活動推進校（79 校）で達成した課題改善率 95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
	児童生徒の登下校中の事故件数 （教育委員会事務局調べ）	35.6 件 （平成 28(2016)～令和２(2020)年の平均）	23 件以下 （令和３（2021）～令和７(2025)年の平均）	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近５年間の平均値）	計画策定時における過去５年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26（2014）の件数（23 件）以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
施策7	里親の登録数 （こども未来局調べ）	173 世帯 （令和２（2020）年度）	252 世帯以上 （令和７（2025）年度）	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去５年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、R7（2025）の目標値を設定する。
	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 （こども未来局調べ）	39.0% （令和元（2019）年度）	54.0%以上 （令和７（2025）年度）	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
	ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合	73% （令和２（2020）年度	80%以上 （令和７（2025）年度）	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、効果的な就労支援を実施することにより、過去の就労決定人数の推移を参考に、R7（2025）に 80%とする目標値を設定する。

施策	名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における目標値	指標の説明	目標値の考え方
施策7	児童養護施設入所児童や里親委託児童等の大学等進学につながった割合	32.0% （令和２（2020）年度）	40.0%以上 （令和７（2025）年度）	児童養護施設等を 18 歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合	大学等への進学により、児童が社会的自立に向けた力を高めていくことに繋がることから、年 2%ずつ自らの意思で大学等に進学する児童が増加するよう目標値を設定する。
施策8	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 （健康福祉局調べ）	100% （令和２（2020）年度）	100% （令和７（2025）年度）	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学３年生の高校等進学率の実績値	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学３年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
	だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 （健康福祉局調べ）	73% （令和２（2020）年度）	75%以上 （令和７（2025）年度）	だいＪＯＢセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	H29（2017）から R2（2020）の平均（73%）を基準とし、利用者に寄り添った支援を着実に実施することで、更なる向上を目標に取組を実施する。 ※H29（2017）から R2（2020）の実績値は年度により上下し、差があるため、平均値を基準に、毎年 0.5%ずつ上昇させる。
	民生委員児童委員の充足率 （健康福祉局調べ）	83.1% （令和２（2020）年度）	98.2%以上 （令和７（2025）年度）	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100（%）	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均（97.2%（H26）（2014））を超える水準まで改善していくことを目標とする。
	障害福祉施設からの一般就労移行者数 （健康福祉局調べ）	271 人 （令和元（2019）年度）	345 人以上 （令和７（2025）年度）	就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業から一般就労への移行者数（年合計）	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標として、第５次ノーマライゼーションプラン策定の際に設定した R1（2019）から R5（2023）への増加数を踏まえ、同様の増加数で R7（2025）目標値を設定する。
施策9	日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	6,142 人／月 （令和２（2020）年度）	7,254 人／月以上 （令和７（2025）年度）	日中活動系サービスの利用実績（各年度の３月実績）	※H30（2018）から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を設定する。

第２期川崎市子ども・若者の未来応援プラン
（案）

令和４（２０２２）年2月

編集　川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
電 話　044-200-1134
FAX　044-200-3190
Eメール　45kikaku@city.kawasaki.jp

KAWASAKI CITY